本調査の概要

はじめに

主要諸外国においては特殊教育を巡る教育改革が進展しており、障害のある児童生徒が通常の学校に通学することが常態化してきているところが多くなってきた。こうした状況においても、イタリアやスウェーデンなど一部の国を除いて、ほとんどの国では SNE 教育を果たしつつも、特殊教育諸学校は存立し、その機能を果たしている。こうした国々では、特殊教育諸学校は学校としての機能とともに、地域に開かれた障害児教育の専門的機関の役割を果たすための機能も果たすことが求められるようになってきているところが多く、その充実に努めている。

こうした既に SNE 教育を実施している国々の特殊教育諸学校におけるアウトリーチプログラム等の「センター的機能」について、その行政的枠組みや実際的な活動内容、あるいは課題点などの知見を得ることは、我が国の今後の「特殊教育諸学校のセンター的機能」のあり方を検討するために参考となるところが多いと思われる。

また、センター的機能の充実化を図って行く上では、他の教育機関および教育以外の機関等との連携やネットワークの形成も重要な意味を持っており、それらについての実態を把握することも意義がある。今期の調査では、我が国と教育事情が類似しているイギリスおよびドイツの特殊教育諸学校、また、今後参考になる点があると思われるノルウェー、ニュージーランドを調査対象とし、それらの国々における体制と取り組みの実態について調査することにした。

イギリスでは、盲・ろう学校に巡回教師を置き、地域へ出向いて(アウトリーチングプログラム)アセスメントや教育的支援を試みている。また、ドイツでは、盲・ろう学校に巡回教師および「訓練士」を置き、チームを組んで地域の通常の学校や就学前児童の家庭などを訪問して巡回指導を行っている。

ノルウェイは、児童生徒は地域の学校で生活するという国策を打ち出し、これまでの特殊教育諸学校 における教育についても、聾、盲聾学校を除いて国立の特殊教育に関する学校を特殊教育支援センター へと転換した。また、地方分権化も推進されており、地方自治体が設置している特殊学校は地域のリソー スセンターとしての機能を果たすようになってきている。ニュージーランドでは、1989年に教育体制が 大きく変更され、教育省はそれぞれの学校の運営に関しては直接関与せず、学校の運営については、そ の学校の判断に全てを任せるという体制に変化した。学校運営に必要な予算は教育省から生徒数に応じ て各学校に与えられ、学校の運営は各学校で選出した運営理事会によって行われるようになった。あわ せて1989年の教育改革では教科のカリキュラムの見直しも行われ、指導の内容がしっかり示され、特別 なニーズのある、あるいは障害(disabilities)のある生徒に対しても、通常の教育対象の生徒と同じ権利 と教育を公立学校において提供することが義務づけられた。さらに、2001年2月、それまで政府行政法 人であった「専門家教育サービス; Specialist Education Services (SES)」を教育省に統合し、特殊教育 グループ地方事務所 (Group Special Education Domestic Office (GSEDO) として、「特別な教育ニーズ (Special Education Needs)」の評価や学校支援、研修や研究を行う機能をもったリソースセンターとし ての機能を持たせることになった。そのねらいは、学習支援センターに関する国、地方自治体のネット ワークを一貫させて均質なサービスを提供する新たな特殊教育グループを形成することにあるという。 こうした地域のリソースセンターの活動やそこでの課題等は、わが国の盲・ろう・養護学校が、今後地 域の専門機関としてセンター的機能の充実を図っていく上で参考になるところが多いと思われる。

イギリスおよびドイツにおける盲学校のセンター的機能

1 調査の目的

本調査は、日本における盲学校の「センター的機能」の中でも特に小・中学校等へ指導機能やコンサルテーション機能などへの取り組みについて検討するために、イギリスおよびドイツの盲学校において実施されている同種の活動について、その制度的枠組みを調査するとともにセンター的機能を実践している盲学校における具体的な実施内容と方法に関する資料を収集・分析することを目的として実施した。本報告では、調査時に得た資料をベースに調査後に収集できた資料も含めて報告する。

2 調査の概要

(1) 日程 2002年3月3日~3月10日

(2)調査先

- 1) イギリス
- ① ワンズワース公立リンデンロッジ学校(盲学校)Linden Lodge School in Wandsworth61 Princes Way, Wimbledon Park, London
- ② 私立サンシャインハウス学校(盲学校) SUNSHINE HOUSE SCHOOL(RNIB)

33Dene Road Northwood Middlesex, London

- 2) ドイツ
 - ① 全盲および重度視覚障害生徒への統合教育支援センター Forderzentrum für die integration blinder und hochgradig sehbehinderter Scholer an Gymnasien

Herr I. Drescher

Paradieser Weg 92-59494 Soest

② エディスーシュタイン盲学校

Edith-Stein-Zentrum für Blinde und Sehbehinderte Raiffeisenstrasse 25, Unterschleissheim

3 調査結果

- (1) イギリスの視覚障害児教育と盲学校のセンター的機能
- 1) イギリスの視覚障害児教育
 - ① 視覚障害児の実態

イギリスでは、視覚障害の定義が共有化されていないことなどにより視覚障害児童生徒の正確な 把握は困難な状況にあるといわれていたが、最近では1995年および2002年に、王立盲人協会(Royal National Institute for the Blind: RNIB)が LEA(地方教育委員会)の協力を得て英国全体の視覚障 害児の実態調査を実施している。1995年の調査では、19000人から20000人の視覚障害児童生徒がいるのではないかと推計されていた。また、これらの34.5%にあたる6000人を上回る児童生徒が視覚 障害だけではない、いわゆる重度重複障害を有しているという結果が示された。これは106の LEA(地方教育委員会)の協力を得て実施され、同年齢の76%のサンプルから導き出された数値であり、信憑性の高いものと考えられる。

2002年の RNIB による全盲および弱視児童に関する調査も、イギリス全土 (イングランド、スコットランド、ウェールズ) の LEA の協力を得て実施され、全調査対象の56%のデータが回収された。

その結果の詳細については、以下に紹介するとおりである。

② 2002年における視覚障害児の実態

ア) 全盲および弱視児童生徒数

イギリス全土(イングランド、スコットランド、ウェールズ)の全盲および弱視児童は調査対象の56%のサンプルから表1のように推計されている。また、イングランド、スコットランド、ウェールズそれぞれにおける視覚障害児童数は表2から表4に示したとおりである。

表 1 イングランド,スコットランド,ウェールズにおける全盲および弱視児童数

		LEA 内外	で教育されてい	る人数	
年齢	単一視覚障害	他の障害を併せ 持つ視覚障害	重複障害	盲聾	計
11~16歳(中等教育)	4490	1680	2770	150	9090
5~10歳(初等教育)	5750	2080	3130	140	11100
5歳以下	1650	640	1330	50	3670
合 計	11890	4400	7230	340	23860

(56パーセントの人口を基に推定)

表 2 イングランドにおける全盲および弱視児童数

		LEA 内外	で教育されてい	る人数	
年 齢	単一視覚障害	他の障害を併せ 持つ視覚障害	重複障害	亡龍目揖	計
11~16歳(中等教育)	3900	1490	2360	140	7890
5~10歳(初等教育)	5030	1820	2740	120	9710
5歳以下	1490	560	1180	40	3270
合 計	10420	3870	6280	300	20870

(52パーセントの人口を基に推定)

表 3 ウェールズにおける全盲および弱視児童数

		LEA 内外	で教育されてい	る人数	
年齢	単一視覚障害	他の障害を併せ 持つ視覚障害	重複障害	亡龍目茸	1
11~16歳(中等教育)	260	90	160	<10	510
5~10歳(初等教育)	310	120	180	20	630
5歳以下	90	20	70	< 10	180
合 計	660	230	410	20	1320

* Less than 10 not counted in total.

(74パーセントの人口を基に推定)

表 4 スコットランドにおける全盲および弱視児童数

		LEA 内外	で教育されてい	る人数	
年齢	単一視覚障害	他の障害を併せ 持つ視覚障害	重複障害	盲龔	計
11~16歳(中等教育)	410	140	280	<10	830
5~10歳(初等教育)	510	180	280	10	980
5歳以下	120	70	100	< 10	290
合 計	1040	390	660	20	2110

(73パーセントの人口を基に推定)

2) イギリスにおける視覚障害教育対策

イギリスでは、「ウォーノック報告」を契機として、分離型の特殊教育から特別な教育的ニーズ(SEN)に基づいた柔軟な教育的対応へとその基本的な考え方を変更してきている。1981年教育法においてこの考えが具現化されたが、その後も修正が続き、2001年には新たな障害法が定められている。

そこでは、特別な支援を必要とする子どもへの対応がスクールアクション、スクールアクションプラス、ステートメントという3つの段階で考えられている。

スクールアクションでは、学校内での特別な支援が中心となり、スクールアクションプラスは学校内での支援に加え LEA からの支援が行われる。ステートメントとは、専門家のアセスメントの結果、支援の必要度が高いと認定された場合に LEA より発行される書面であり、これを得ると支援のための費用が支給され、より肌理の細かな支援がなされることになる。

このような状況にあるため、視覚に障害がある児童生徒が学校教育を受ける場合についても、表5に示したような幅広いサービスが用意されている。イギリスでは視覚に障害があると判定されたからといって、盲学校に就学するというシステムには必ずしもなっていない。また、視覚障害児童生徒や家族が活用できる教育的なサービスは、住んでいる居住地の状況に依存することも無視できないようである。

表 5 視覚に障害のある児童生徒が利用できる教育的サービス

- ・無認可の家族支援グループ
- ・障害児の受け入れを前提とした市立や公立の保育所、幼稚園
- ・専門の保育所
- LEA から派遣される巡回あるいは訪問サービスによって支援を受けている通常の学校
- 通常校に敷設された特別学級やリソース学級
- 盲学校
- ・他の障害種別の学校、たとえば、肢体不自由養護学校、知的障害養護学校など
- 一般大学
- ・視覚障害者のための高等教育機関

3) 視覚障害幼児のサポート体制

イギリスでは、ほとんどの LEA が視覚障害幼児を持つ保護者に対して有資格の視覚障害教育専門教師によるアドバイスや支援を行っている。

支援の内容はさまざまであるが、発展的な指導プログラムの立案や提供、他の機関との連携などが含まれている。視覚障害があると診断された場合、すぐに巡回教師が家庭を訪問して対応することができるようになっている。就学前の対応のほとんどは対象幼児の地域でなされている。部分的に LEA の保育施設で指導を受けることもある。どちらの場合も、巡回教師が幼児と関わっているスタッフと

連絡をとりあい、必要に応じてアドバイスをしたり指導をしたりしている。また、盲学校の中には保育を行ったり、地域に住む家族を支援するための校外活動を行ったりしているところもある。この支援には子育ての情報や評価、アドバイス、指導、同じ障害を持つ家族が交流する機会の提供などが含まれている。

4) 地域の障害児受け入れを前提とした通常校 (mainstream schools) での受け入れ

2002年の調査によると、イギリスでは、小学校で59%以上、中学校で46%以上の視覚障害児童生徒が一般の学校に在籍している(表6)。この傾向はイングランド、スコットランド、ウェールズに共通して認められるものであった。1995年の調査においても同様の傾向が認められたという(lunies-Ross、Frabklin, 1996)。点字を使用している児童生徒については、推定された839名を上回る割合で通常校に在籍しているとみられている。これは、通常校に在籍する児童生徒数が盲学校に在籍する児童生徒数を上回っていることを示唆するデータでもある。

通常校での生活が成功するかどうかは、用意された支援の水準や効果だけでなく、児童生徒のパーソナリティーや意欲あるいは学校スタッフの態度などにも影響を受ける。居住地域のどの学校に通うかについては選択の余地があり、視覚障害のある児童生徒の支援の水準は教育省の実施規定に定義された公式の評価システムによって決定されることになる。

表 6 2002年におけるイングランド、スコットランド、ウェールズで全盲および弱視児童の教育の場

	抽域の Li	EA/UA で	LEA/II	 A 外で	
		ている児童		ている児童	(LEA/UA 内外)
#1.** O.H. O. b. 1. 2					
教育の場のタイプ	11-16歳	5-10歳	11-16歳	5-10歳	全児童
	(n = 4908)	(n = 6291)	(n = 484)	(n = 229)	(n=11912)
	%	%	%	%	%
メインストリー校	47	57	0.5	< 0.5	53. 0
視覚障害児童のための資源の	8	4	1.0	< 0.5	6.0
あるメインストリーム校					
視覚障害児のための特別学校	1	1	5.0	2.0	5. 0
(盲学校)					
視覚障害以外の他の特別学校	32	31	1.5	1.0	32.0
(身体障害, 重度学習障害,					
聴覚障害)					
他のタイプの学校や履修課程	1	1	1.0	< 0.5	1.5
小 計	88	94	9.0	3.0	97.5
不 明	3	2	< 0.5	< 0.5	2.5
請 	91	96	9.0	4.0	100.0

表7 5歳から16歳までの全盲および弱視児童のための LEA 就学指導の方針

就学指導	標準カリキュラムに アクセス可能な視覚障害児 (n=110) %		標準カリキュラムとは 異なった指導を必要とする 重複障害のある視覚障害児 (n=107) %	
	Yes	No	Yes	No
地域のメインストリーム校でのインク	97	3	29	71
ルージョン				
視覚障害児童のための資源があるメイ	53	47	12	88
ンストリーム校				
視覚障害児のための特別学校(盲学校)	27	73	32	68
SEN を持った児童のための特別学校	19	81	92	8
(重度の学習障害, 重度の重複学習障				
害など)				
他のタイプの学校	5	95	13	87

注:多くの LEAs が複数の方針を持っているため列の割合は100%を超える。

5)特別な教育的ニーズを有する児童の教育と視覚障害児-1993年の教育法(DfE 1993) - 重度の視覚障害児童生徒は通常法的に権利を与えられた支援が受けられる特別な教育的支援のステートメントの対象となる。

Tobin (1990) は、教育的盲 (educationally blind、例えば主に触覚を通して学習する児童) で居住地域のメインストリーム校に通っている児童に対して歩行や点字指導などの付加カリキュラムを保証することの難しさがあることを指摘している。しかしながら、視覚障害以外の障害を併せ持っていない弱視児童生徒のほとんどはメインストリーム校で教育を受け、訪問専門教師によって支援を受けている。

視覚障害児に対する助言,すなわり「巡回教師」サービスは、それらの構造や役割の点で異なる。これらのバリエーションは子どもが受けるサポートの量や質に影響を与えることになる。LEA アドバイソリー教師は他国と比べてはるかに多くのケース数を担当している。例えば、教師と児童の比率はスウェーデンやオーストラリア、アメリカでは1:10が標準、それに対してイギリスでは視覚障害アドバイソリー教師の比率が1:40から1:60の間であることも珍しくない(RNIB 1990)。ローカルオーソリティの一つがこの2、3年、サポートサービスの再編や合理化がなされてきている。しばしば、視覚障害サービスと聴覚障害サービスが組み合わされ、場合によっては身体障害や学習障害のサービスと組み合わされることもある。地方行政の経済的圧力や最近の小規模の単一地方教育委員会の創設がある地域でのサービスの縮小や分離を引き起こしている。

6) 視覚障害教育に関する資源の基盤を持った通常学校

居住地域の学校で受けられる支援よりももっと高い水準の支援が必要とされる児童は、通学可能な範囲で視覚障害児のための専門担当者によるリソースセンターを持つメインストリーム校に通うことができる。こうしたメインストリーム校のリソースベースの利用は、イングランドやスコットランドよりもウェールズでより多くの児童において多く、小学校よりも中学校でより一般的になっている。しかし、児童の通学のための費用がかかるため、教育委員会はこのシステムの運用には慎重であるといわれている。

表 8 特別教育的ニーズのステートメントあるいは記録を有する児童

		年	胎令	
ステートメントの状態	11~16歳	5~10歳	5歳以下	計
	(4073人)	(5298人)	(1702人)	(10906人)
	%	%	%	%
ニーズのステートメントおよび記録を所持	69	58	19	56
ニーズのステートメントおよび記録を申請中	1	2	13	3
ニーズのステートメントおよび記録を不所持	26	37	62	37
不 明	4	3	6	4
Total	100	100	100	100

(n = 98 LEAs)

7) 盲学校

盲学校に在籍する児童の割合は、イングランド、ウェールズ、スコットランドそれぞれに異なっているが、全視覚障害児のうちのわずかな割合しか盲学校には通っていないのが実態である。

1990年代、イギリスには盲学校として機能している特別学校が全部で20校あまりあった。イングランドに18校、スコットランドに5校で、ウェールズには盲学校はないという報告がある。現在の盲学校の正確な数が確認できていないが、10数校に減じているという。これらの盲学校は大きく2つのグループに分類できる。

1つは、非公立(私立)校である。これらの学校は通学制と寄宿制の両方をとっている学校が多い。この非公立校の多くは、王立盲人協会(RNIB)やカソリック盲人協会、王立ロンドン盲人会などのチャリティ団体によって運営されている。学校の形態は様々である。学校の収入は在籍する児童のLEAから支払われる費用と運営団体からの資金援助による。

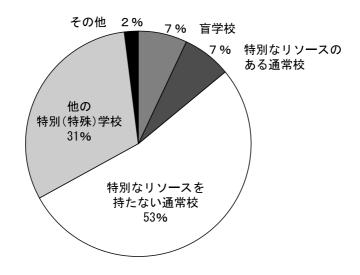


図1 視覚障害児児童生徒が在籍する学校

もう一つは公立の盲学校である。これらは LEA が統括しており、一般に通学制をとっているところが多い。だいたい通学時間は1時間以内が学区域とされている。現在一つの公立盲学校だけが寄宿舎を持っており、他の学区域からも受け入れている。

盲学校をはじめとして特別学校を撤廃しようとする圧力もあるが、他方で LEA や保護者からも特別学校の継続した要望も強いということである(文献1)。現在残っている学校はこうした要望を満たし続けており、多くは付加的で選択的なサービスを開発し発展している。通常校に在籍する児童生徒へ

の特別なニーズに対する支援は、LEAのサービス部門で実施されているが、こうしたサービスを行う 盲学校も増えてきている。

8) 訪問による学校事例

今回の調査においては現地からの情報によりセンター的機能を持つ盲学校として、Linden Lodge School と Sunshine School の 2 校の盲学校を訪問した。そのうちの Sunshine School は王立盲人協会 (the Royal National Institute for the Blind) が経営する私立の盲学校であり、小学校課程までの重度重複障害児を対象としている学校であった。主に保護者を対象とした支援を行っており、地域の学校に在籍する視覚障害児童生徒への支援については積極的な取り組みを行っていなかった。 Sunshine School では、責任者の Elizabeth Clery さんのへのインタビューを通して、LEA における視覚障害児支援の実態やさらに詳細に理解するための情報源などについての提供を受けた。

Linden Lodge School は、単一の視覚障害児童生徒および他の障害を併せ持った視覚障害児童生徒を対象とした公立盲学校で、センター的機能を果たす機関が学校教育部門とは独立した形で運営されている。本稿では、我が国のセンター的機能の実践に参考になる点が多いと思われる Linden Lodge School の取組みの詳細について報告する。

【事例1】Linden lodge school in Wandsworth(盲学校)におけるセンター的機能

① Linden lodge school の概要

Linden lodge school は、学校名に「視覚障害」を表す言葉は使われていないが、ロンドン市内にある公立の視覚障害児童生徒のための特別学校(盲学校)である。寄宿制をとっている。所在地はロンドン市 Wimbledon Park で、中心部から南西方向に電車で30分くらいの住宅地の中に位置している。この学校の LEA は London Borough Wandsworth 地域である。児童生徒の通学地域はこの LEA を原則とするが、実際には他の LEA からも児童生徒を受け入れている。調査を実施した2002年3月の時点では、3歳から18歳までの視覚に障害のある幼児児童生徒83名が在籍しており、London Borough 地域から62名、他の LEA から21名であった。LEA 単位での通学地域と児童生徒数は表9に示したとおりである。

本校は、公立学校としては寄宿舎が設置されている唯一の盲学校である。寄宿舎はウィークデイに約半数の児童生徒が利用している。土日は閉寮され自宅で生活することを原則としている。また、通学している児童生徒については、自立のためのトレーニングを受けるためにパートタイムで寄宿舎を利用することもあるということであった。

本校は「センター的な機能」を持つ盲学校の一つであり、通常の学校に在籍する視覚障害幼児児童生徒を支援するための部門が設けられている。そのセンター的機能担当部門は、「Wandsworth Visual Impairment Service」として学校とは独立した形で運営されている。

表 9 リンデンロッジスクールの児童生徒数と通学地域

London Boroughs	62名	Other LEAs	21名
Bracknell	2	Bedfordshire	1
Brent	3	Buckinghamshire	3
Camden	3	Essex	3
Croydon	2	Hampshire	1
Ealing	5	Hertfordshire	1
Greenwich	1	Lincolnshire	1
Hackney	1	Oxford	1
Hammersmith & Fulham	6	Reading	1
Havering	1	Slough	3
Hillingdon	2	Suffolk	2
Hounslow	6	Surrey	2
Islington	1	West Sussex	2
Kensington & Cheslea	3		
Kingston	2		
Lewisham	1		
Merton	3		
Richmond	5		
Southwark	1		
Tower Hamlets	1		
Waltham Forest	1		
Wandsworth	11		
Westminster	2		

② Linden Lodge School とセンター的機能

ア) Linden Lodge School のセンター的機能部門

センター的機能担当部門は、学校敷地内に「Lodge Visual Impairment Family Centre」という別棟の施設をもち、「Wandsworth Visual Impairment Service」という名称で学校とは独立の部門として運営されている。

イ) Wandsworth Visual Impairment Service のスタッフ

この部門のスタッフは、サービス部門長(校長兼務)、サービス部門長代理、常勤専門教師 (Pripatetic teacher)、非常勤専門教師、非常勤助手で構成されている。サービス部門長の校内の地位は校長に次いで高く、重要なポストとして位置づけられている。

ウ) 当センターの基本方針

当センターは、すべての児童生徒が地域社会の中で教育を達成し、自立できる可能性があるという前提で、それが成就できるよう支援することを目的としている。視覚に障害のある児童生徒の教育の場は、児童生徒の資質によって異なっているものとして柔軟に対応することとしている。メインストリーム校での教育が可能な児童生徒には、通常の学校の指導では望めない支援をこのセンターが担当することになっている。メインストリーム校での教育効果をあげるためには個別のニーズにあった支援と専門家の配置が必要ということである。

メインストリームでの教育が適切でない、つまり他の障害を併せ持っていたり通常の学校に適応しにくかったりする児童生徒に対しては、盲学校部門の在籍児として注意深く指導していくということであった。

エ) スタッフの役割分担

Wandsworth Visual Impairment Service のスタッフは、「Wandsworth 視覚障害教育専門指導チー

- ム」としてそれぞれ以下のように役割を分担して地域へのサービスを行っている。
 - Wandsworth 地区のメインストリームの小学校および幼稚園に在籍する視覚障害児指導担当
 - Wandsworth および隣接する Kensington および Chelsea 地区の生徒の視覚障害を併せ持つ重複 障害児指導担当
 - Linden Lodge School での点字専門指導
 - Linden Lodge School とリンクしたコースをも含めて South Thames College での視覚障害のある青年や成人指導担当
 - Wandsworth 地区の中学生および隣接する Kensington および Chelsea 地区の視覚障害
- オ) 児童生徒への対応

本センターの代表には日常の視覚障害教育サービスついて管理責任がある。また、代表はバーミンガム大学視覚障害児教育担当教員養成コースの学生の実地指導にもあたっている。

児童生徒への指導は5名の正規職員によって担われているが、その他に歩行指導担当者と管理 補助者がパートタイムで係わっている。

- カ) Wandsworth Visual Impairment Service のサービスの概要
 - 地域へのサービス

Wandsworth, Kensington, Chelsea 地域のメインストリーム校に在籍する視覚障害児童生徒への支援と助言を行う。学校の資源および専門知識を利用して他の学校に在籍する視覚障害児童生徒への指導を行う。

- ・就学前幼児への小集団によるインクルージョンへの準備のための指導 通常学校での生活への準備として、週に1日、就学前の視覚障害幼児と同数の健常児を集 めて小集団でのグループ活動を行う。これは視覚に障害がある幼児が通常の学校で生活する ための準備のための活動として位置づけられている。
- 医療機関との連携

近隣の病院から情報提供を受けている。眼科医とのコミュニケーションが重要であり、継 続的な連携が課題にもなっている。

• 家族へのサービス

また、Wandsworth、Kensington、Chelsea 地域で視覚障害児童生徒と共に暮らす家族や Linden Lodge School に通学する児童生徒の家族に対しても評価、助言を行うとともに、視覚障害児やその保護者のグループを組織し、バーベキュー、水泳大会などの活動を行っている。

キ) 教員の研修

視覚障害教育の専門性向上のための教員を対象とした研修講座を開講している。

③ Linden Lodge School のセンター的機能から学ぶこと

イギリスでは、地域の学校に在籍する児童生徒へのサービスは、LEA内の機関により実施されるのが一般的であるが、一部の盲学校も地域への支援活動を展開している。今回調査の対象としたLinden Lodge School は公立の視覚障害教育を専門とする特別学校の一つであった。地域への支援活動を学校として組織的に運営している公立の盲学校はイギリスでも少ないが、当校は積極的に地域社会のセンターとして機能を果たそうとしており、我が国の今後の「地域に開かれた盲学校」のあり方について示唆を受けることがいくつかあった。

まず、第一に学校としてのしっかりした基盤を前提として、学校長の管理下で校内に独立した施設を持ち、自立した運営がなされている点があげられるであろう。この「Wandsworth Visual Impairment Service」の実質的運営責任者は、学校全体でも高い地位にあり、教員養成の講師を務めるなど視覚障害教育実践者としても実績のあるものが当てられていた。また、専任の担当者も配置されており、このセンターが学校の組織の中で重要な位置に位置づけられていることが理解できる。*本調査は視覚障害サービス部門の実質的責任者でサービス部門長代理の Ros Gibbons さんからの聞き取りによるものである。

(2) ドイツにおける盲学校等のセンター的機能

- 1) ドイツの障害児教育政策の概要
 - ① 基本的政策

ドイツは連邦制ゆえ, 州毎に教育法が異なり, 障害児教育への対応も異なっている。 全体的傾向として, 分離型の教育からインクルーシブな教育へとシフトしている過程にある。

② 障害児の教育

多様な教育の場が用意されている。視覚障害児の場合は、盲学校あるいは通常の学校の選択は保 護者の希望が優先される。

③ SEN と盲学校

法制度はインクルシーブ教育に向けて整備されつつあるが、盲学校も健在である。バイエルン州では、通常の学校に在籍する視覚障害児への支援は盲学校内に視覚障害教育センターを設け、そこから教員を派遣して訪問型の支援で対応している。

④ 教員養成

教員の充実が図られている。特殊教育は10の分野に分類されているが、特殊教育教員の視覚を得るためにはそのうちの二つ以上の障害についての専門性が要求される。

2) バイエルン州における視覚障害教育の概要

バイエルン州においては、1994年の州法で統合教育の推進の方針が明確になった。現在1万人程度の障害のある児童生徒が通常の学校で学んでいるといわれている。今後、障害のある子どものうちの半数を通常の学校で教育する計画をたてている。障害のある児童生徒全員を統合することは財政的に困難であるが、障害のある子どもには特殊教育も必要であるし、通常の子ども達と一緒に学ぶことも必要であるとしている。

現在, 視覚障害, 聴覚障害および学習障害は半数程度, 身体障害, 言語障害や情緒障害は80%以上が通常の学校に在籍している。一方, 知的障害者の場合は数%にとどまっているという。

また、バイエルン州では、通常の学校に在籍する児童生徒を支援するために「訪問型特殊教育支援」 (Mobiler Sonderpadägogischer Dienst; MSD) の制度が設けられている。

- ① インクルーシブ教育と MSD 制度
 - ア)訪問特殊教育支援(Mobile Sonderpaedagogische Dienste MSD)の概要

バイエルン州では、通常の学校に在籍する特別なニーズを必要とする児童生徒への専門的な指導や支援を行い、障害のある児童生徒が通常の学校で意義のある生活できるように訪問特殊教育サービス(MSD)を実施するようになった。この MSD 担当者は、障害の判定、療育、相談、関連機関とのコーディネート、および研修や講習などの任に当たることになっている。

2001/02年度において、バイエルン州で MSD に携わる専門教員は321名である。この数年、MSD の数は増大傾向にある。

② 協力学級 (Kooperationsklassen) について

協力学級(Kooperationsklassen)とは、通常学校で特殊教育的指導や支援が必要な生徒とそのような指導や支援を必要としない生徒がグループとして一緒に学ぶ学級のことである。これはバイエルン州の条例で制定されている。この学級では、当然ながら個々のニーズに応じて異なった指導、支援が行われることになる。

協力学級(Kooperationsklassen)の授業は Grundschule(義務教育前期課程 1 年から 4 年まで)または Hauptschule(義務教育後期課程 5 年から 9 年まで)の指導要領に基づいて行われるが、児童生徒は必要に応じて上記の MSD による指導と援助を受けることになっている。MSD の関わり方は、初期過程では集中的に、中期後期と経過に従って頻度および集中度を減少させていくように組まれている。

さらに、協力学級(Kooperationsklassen)では、機会として構成や編成面での広がり、授業の仕方や教授法についての広がり、社会的態度を身につける等が期待されている。

1999/2000年度には協力学級(Kooperationsklassen)の生徒が指導援助種別ごとにみると以下の表のように通常学校に編入又は復帰している。

表10 協力学級から通常学級への編入または復帰

言語療育より	1005名(23.31%)
情緒発達療育より	293名(12.48%)
学習障害療育より	571名 (2.27%)
特別なニーズの把握および療育のための学級	
(Sonderpaedagogische Diagnose-und Foederklassen) より	1664名(13.42%)

(Landesamtsstatistik BI2-j/00 Nr. 780, Tab. 7 \upbeta \upbeta)

③ 通常学校及び特別学校に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒 バイエルン州で通常学校および特別学校に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒数 とその比率は表11に示した通りである。

ドイツ全体で、視覚障害があって通常の学校に在籍している児童生徒は、1999/2000年度の統計によると1,629人である。バイエンルン州で通常の学校に在籍している児童生徒数は、2000/2001年度の統計であるが654人となっている。年度が異なるため単純な比較はできないが、バイエルン州だけでドイツ全体の4割を占めることになる。

表11 通常学校及び特殊学校に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする生徒数の比較

	①バイエルン州の	②バイエルン州の特	③バイエルン州の	④ドイツ全体の通常
	MSDを受けている	殊学校に在籍する生	MSDを受けている	学校に在籍し特殊教
	生徒	徒	生徒と特殊学校に在	育的指導と援助を必
			籍する生徒の合計	要とする生徒
			(1+2)	
療育の重点	(2000/01) 出典: Stat. Berichte des Landesamts fuer Statistik und	(2000/01) 出典: Stat. Berichte des Landesamts fuer Statistik und	(2000/01) 出典: Stat. Berichte des Landesamts fuer Statistik und	(1999/2000) 出典: Stat. Veroeffentlichung der KMK,
	Datenverarbeitung	Datenverarbeitung	Datenverarbeitung	Dokumentation
	BI2-j Tab.22	BI2-j/00 Nr.780, Tab.11	BI2-j/00Nr.780, Tab.11	Nr.153-April 2001, Tab.3
学習障害	2, 957=14. 10%	18,010= 85.90%	20, 967	26, 876
知的発達	102=1.08%	9,300= 98.92%	9, 402	1,862
学習/知的		831=100 %	831	
発達遅滞				
視覚障害	654 = 48.59%	692= 51.41%	1, 346	1,629
聴覚障害	839=54.94%	688= 45.06%	1, 527	2, 623
言語障害	2,663=45.71%	3, 163= 54. 29%	5, 826	8, 702
肢体不自由	428=13.07%	2,846= 86.93%	3, 274	3, 665
情緒•	1,753=45.94%	2,063= 54.06%	3, 816	7, 526
社会的発達				
その他		23,673=86.31%	23, 673	1, 427
病弱		1, 461	1, 461	40
合計	9,396=13.03%	62, 727 = 86. 97%	72, 123	54, 350

3) バイエルン州における盲学校のセンター的機能

バイエルン州では、1994年に州法が改正され統合教育が推進されている。盲学校外に座通学する視覚障害に障害のある児童生徒を支援するために、州内のいくつかの盲学校に視覚障害教育センターが設置され、訪問教育を中心に支援活動が展開されている。

本調査では、この視覚障害教育センターもち、校外への支援活動を行っている Edith-Stein 盲学校を訪問し、聞き取り調査を行った。

① Edith-Stein (エディスシュタイン) 盲学校

ア) Edith-Stein 盲学校の概要

Edith-Stein 盲学校はバイエルン州の州都ミュンヘンにあるイエズス会経営の私立盲学校である。 学校としての機能は公立校と同等に扱われている。当盲学校には幼稚園から基礎学校後期課程まで92人の幼児児童生徒が在籍している。これらの在籍幼児児童生徒は保護者の意志によって盲学校が選択され、在籍しているものである。

イ) 幼稚園での指導

40人の幼児が在籍しており、4時まで指導を行っている。この課程では小学校は地域の学校に行くことを重視しており、それを前提とした指導内容が組まれている。

地域の学校が終わってからくる幼児への指導も行っており、140名が登録されているということであった。

ウ) 寄宿舎

当盲学校は寄宿舎が設けられており、調査時点で85人の児童生徒が入舎していた。寄宿舎は週の月から木まで開かれており、週末は閉舎となり、児童生徒は親元に帰ることになっている。

② Edith-Stein 盲学校とセンター的機能

ア) Edith-Stein 盲学校のセンター的機能部門

バイエルン州では1994年の州法改正により統合教育を推進しており、盲学校内に視覚障害教育センターを設置し、訪問教育を中心に支援活動を行っているが、盲学校内には、地域への支援センターとして Edith-Stein 視覚障害教育センター(Edith-Stein-Zentrum fur Sehbehinderte und Blinde)が付設されている。バイエルン州にはミュンヘンのほかに、ビュルツブルクとニュルンベルクの盲学校にも視覚障害教育センターが設置されている。そこで実施されているのが「訪問型特殊教育支援」(Mobiler Sonderpädagogischer Dienst; MSD)である。

当盲学校には60人の教員が勤務しており、うち10人が「視覚障害教育センター」で訪問指導を 担当している。2名が専任で他の8名は兼任である。

イ) Edith-Stein 視覚障害教育センターのサービスの概要

• 本センターの支援対象地域

東西約500km (西パッサウ,東リンダウ),南北約300km (デーゲンスブルク オーストリア国境まで)の広範な範囲が担当地域となっている。

• 対象児童生徒

0~5歳(早期教育段階) 115人

6歳以上(学校教育段階) 210人

計325人を対象としている。単一視覚障害児童生徒及び IQ50~60以上で読み書き可能な知的障害を併せ持つ視覚障害児童生徒が指導の対象とされている。視覚障害と学習障害、視覚障害と情緒障害を合わせる児童生徒も対象である。

ウ) スタッフの役割と専門性

2名の訪問型視覚障害教育センター専任は、センターの運営と通常学校に出向いての訪問指導を中心的な業務としている。他の兼任者は、週4日は学校勤務を行い、1日を訪問指導に当てている。学校勤務のみの教員は、午前中教室での指導、午後は自宅で教材研究をする勤務態勢で週40時間の勤務時間となっているということであったが、訪問型視覚障害教育センター担当者の場合は、午後の時間を使って保護者支援相談および子どもへの指導を行うこともあるということであった。訪問型視覚障害教育センターの担当者の業務は、一般の教師より負担が大きいといえる。

・訪問型視覚障害教育センターの教員に必要な資質

盲学校教員の資格は必要であるが、訪問型視覚障害教育センター担当としての特別な資格はない。ただし、管理職は「センター教員には、週に一度しか児童生徒に関われないので短時間で子どもを理解し関わり合いをもてる能力や両親から相談に適切に対応できる繊細さやコミュニケーション能力などの資質が求められる」と認識しており、その任に適した教員を配置しているということであった。

・担当者の視覚障害教育に関する専門性

訪問型視覚障害教育では、その対象が小学生から高校生まで広範囲にわたるということであった。そのため、担当者には多方面にわたっての指導力も問われてくる。また、このセンターの訪問型視覚障害教育では教科を直接指導することよりは、どのような配慮すれば学習環境や学習条件が改善するかという間接的な支援を重視しており、この点で教科の専門性に長けているだけでなく、学習のための適切な方法論も提供できる教師が望ましいとされている。また訪問先の学校では、対象児童生徒のクラスに入って、ともに活動しなければならない場合もあり、いろいろな状況に柔軟に対応できる力も担当者には求められてくるということであった。

エ) 医療機関(眼科医) との連携

両親と子どもに寄り添い、仲介者の役割を果たすことも支援担当者の重要な役割とされている。必要に応じて、保護者や対象児童生徒と一緒に病院に行き、医師の説明を聞いて、学校側の対応なども説明する。眼科医は教育的なことを知らない場合もあるので、これは重要な業務であるということであった。例として、医師からルーペの倍率の処方が合った場合、支援担当教員は教育的見地から、その指示に対して医師に意見を述べ、場合によっては保護者に替わって再検討を求めることもあることがあげられた。逆に医学的な配慮が必要だと思われることなどについては保護者の了解の基に医師に相談したり質問したりする任も負っており、医療機関とのより直接的な連携が進めれていることが明らかになった。

③ 教員の研修

バイエルン州では教員の研修機関としてアカデミーがある。州立の教育研究所は文部省の直轄下にあり教育課程や指導法等に関する研究を行っている。州立の研究所は研修機関であるアカデミーに対して研修に関する学術的な援助と研究所の研究員を講師として派遣をしている。

障害のある子どもの教育に関する研修対象は通常学校の教員と特殊教育教員を対象としている。 5年~10年次研修がある。障害のある子どもを受け入れている通常学校の教員はここで研修を受けることになっている。また、MSDになるためにはここで研修を受け、MSDとなった後も引き続き研修を受ける。

研修内容として、①インテグレーションに関すること、②新しいメディアに関すること、③新しい学校経営に関すること、④学校実験の成果等である。MSD に対する特別研修は①通常の学級の教師とのコミュニケーションに関すること、②教授法に関することが主な内容である。研修費用は無料で、研修講師は大学の教官、学校の経験のある教員、教育研究所の研究員である。これらについては、バイエルン州のうち3郡が財政を負担しているということであった。

移動視覚障害教育担当者養成のための研修講座については、Edith-Stein 盲学校においても開講している。

4) ノルトライン=ヴェストファーレン州における視覚障害児教育支援

① ノルトライン=ヴェストファーレン州における障害児教育への現状

ノルトライン=ヴェストファーレン州は、1994年5月6日の常設州文部大臣会議決議「ドイツ連邦共和国における学校の特殊教育的対応について」を受け、1995年4月24日、「基礎学校において、障害児が特殊教育を受けることができる」とする「学校における特別教育的対応の一層の発展に関する法律」を成立させ、1995/1996学校年度から基礎学校における統合教育は実験段階から州の制度となった。なお、中等教育における統合教育は引き続き学校実験として行われている。ノルトライン=ヴェストファーレン州文部省は、義務教育児童生徒の約4%を障害児と算定しており、その10%が通常学校に在籍することを当面の目標として予算を組んでいる。

基礎学校に障害児が在籍する場合は、特殊教育教員が障害児一人につき週当たり3.5時間の指導を

行うように積算され配置される。中等教育(第1段階)では学校実験として統合教育が行われているが、その場合は、特殊教育教員が障害児一人につき週当たり3.75時間指導を行うように積算され配置されている。州全体で、総合制学校19校及び基幹学校11校で学校実験が行われている。

なお、ノルトライン=ヴェストファーレン州には、通常の学校における特殊学級及びリソースルームの制度はない。

② 視覚障害生徒のための支援センター (F.I.B.S.)

通常の学校に在籍する視覚障害児童を支援する「視覚障害児童生徒の統合のための支援センター(Foderzentrum fodie integrative Beschulung blinder und hochgradig sehbehinderter Schoer/innen)」が、ゾーストにあるノルトライン=ヴェストファーレン州の教育研究所内に設置されている。この施設は、センターの名称が示すように、ノルトライン=ヴェルトファーレン州の一般学校に在籍する視覚障害児児童生徒のための教科書や教材を作成・供給する機関である。視覚障害教育においては点字教材、触図教材、拡大教材、録音教材など視覚障害特有の教材が重要な役割を果たしている。わが国の今後の盲学校のセンター的機能を展望したときにも、外部への教材・教具などの貸し出しやノウハウの提供は大変重要になってくるものと想定される。この支援センターの活動は、今後のわが国の盲学校の活動に示唆を与えてくれるものと思われた。

〈本センターの概要〉

名 称:視覚障害生徒のための支援センター

(Foderzentrum fodie integrative Beschulung blinder und hochgradig sehbehinderter Schoer/innen)

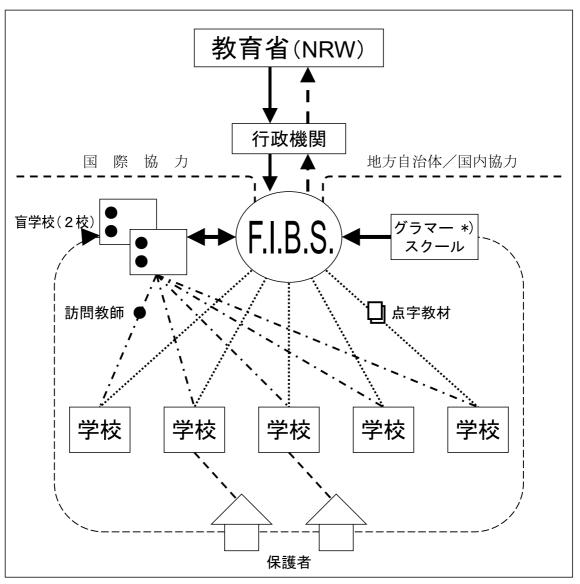
代 表: Herr I. Drescher (調査時)

所在地: Paradieser Weg 92-59494 Soest

本センター設置の背景と業務:地域のグラマースクールで全盲および重度視覚障害生徒の統合教育の可能性を検討するために、ヴェストファーレン盲学校の協力を得てゾースト市立コンラドボンゾーストグラマースクールにおいて実験的なプロジェクトが実施された。このモデルプロジェクトは1987年12月31日に終了した。このプロジェクトにおいて、当初の目的が適切な個別介護や中程度のサポートによって達成できる可能性が示された。

その結果, 1988年2月9日の教育省条例において, ノルトラインベストファーレン州内のグラマースクールにすでに在籍しているあるいは今後在籍しようとする全盲及び重度視覚障害生徒への継続的かつ効果的な支援のために,「統合教育のための全盲および重度視覚障害生徒支援センター」を設立することが規定された。これを受けて, 当センターが解説された。

このセンターは「ゾースト学校および成人教育研究所」の責任で設立し維持され、その教育的な 監督はアルンスベルク地方政府が責任を持つものとされている。このセンターと州内の関連機関等 との関係は図2に示したようになっている。



*)先導的実践校

図2 F.I.B.S. と関連機関等との関係

サポートセンターの業務: 当センターの業務としては、次のような内容が示されていた。

ア)アドバイス機能

全盲および重度視覚障害生徒を受け入れている地域のグラマースクールへのアドバイス (特に基本的な教材・教具に関する技術的アドバイス)

- イ) ガイダンス
 - 訪問教員による在籍校教員へアドバイスとともに生徒へのガイダンス
- ウ) 保護者へのアドバイス
- エ)全盲および弱視生徒のための特別な教材・教具の提供 モデル,点字原版,サーモフォーム,ラージプリント,3次元造形物などの製作
- オ)教員研修プログラムの開発と実施
- カ)特別な補助具の新規開発に関する計画、改善、検証
- キ)全教科についての辞書、参考書、教科書等の点訳および収蔵、更新、拡充、貸し出し/配布
- ク)課題に関する広報活動;障害者団体との接触
- ケ) 助言のガイドラインとカリキュラムの委任
- コ)他の統合教育プロジェクトとの情報交換(地域,広域地域および国際プロジェクト)

5) ドイツにおける盲学校等のセンター的機能の実践から示唆されること

ドイツにおいても視覚に障害のある児童生徒が通常の学校に在籍する事例は、他の障害種別よりも多く、とくにバイエルン州でのその傾向が顕著であった。バイエルン州では、盲学校が地域の通常の学校に在籍している視覚障害児童生徒への訪問サービスを行っており、盲学校内に支援のために校内組織とは独立した形で「視覚障害教育センター」が設けられていた。施設は盲学校内にあったが、地域への支援活動を本格的に実施するためには、そのための専門部門の設立の必要性が認識されているということを感じた。

こうした視覚に障害がある児童生徒が通常の学校で学ぶ傾向が高まっている中でも、一方で保護者が主体的に盲学校を選択している例も少なからずあった。Edith-Stein 盲学校においては、こうした状況を受けとめて、学校として十分に機能しつつも社会のインクルーシブ教育の流れを受けとめ、盲学校外に在籍する児童生徒への支援を MSD という形で積極的に担っていこうとする姿勢が強く感じられた。

バイエルン州の盲学校の地域支援の区域は広範囲にわたっていた。その対象児童生徒数と支援センターのスタッフ数を比較すると行き届いた支援を行うのはなかなか困難であろうと推測されたが、支援センターの担当者については、視覚障害に関する専門性とともに児童生徒や保護者と真摯に受容的に対応する教師としての基礎的であり根元的な能力を重視して人選を行っていること、およびそうした教員の研修に積極的に取り組んでいる点には学ぶべき点が多くあると思われる。

ノルトライン=ヴェストファーレン州においては、バイエルン州に比べて訪問指導などの学校から外に出て積極的に支援活動を展開するという方針は顕著ではなかったが、地域の通常の学校に在籍する児童生徒への学習環境の整備という点では配慮がされていた。その一つとして教材支援センターがある。ここでの活動については、今後我が国の盲学校が地域の視覚障害教育センターとして機能していく上で、教材の作成や蓄積が重要な課題であることを示唆しているように思われた。本研究所の調査によると我が国の盲学校における点字教材や触覚教材の蓄積については、学校間の格差が大きく、また組織的な取り組みも十分とはいえない面がある。すでに、総合的学習などの関連でも通常の学校から盲学校への問い合わせや教材の貸し出しなどの依頼も増えている状況にあり、今後はさらに地域の学校や他の障害種別の学校に在籍する視覚障害のある児童生徒からの支援依頼も増えていくものと思われる。開かれた視覚障害教育の専門機関として機能していくためには、教材作成のノウハウ、教材の整備保管、貸し出しシステムの構築などにも努力する必要がある。ノルトライン=ヴェストファーレン州での支援センターが実施している機能は、我が国では盲学校の機能として充実していく必要があるように思われる。

(大内 進・猪平 眞理・牟田口辰己)

〈文献〉

- 1) Mason, H. and MacCall, S.: Visual Impairment Access to Education for Children and Young People. David Fulton Publishers, 1997
- 2) Sue Keil and LouiseClunies-Ross: Survey of educational provision for blind and partially sighted children in England, Scotland and Wales in 2002, RNIB, 2003
- 3) Drave, D., Andre, M., Belgart, H., Erlwein, H., Gerber, M., Simon, Guenther: Uberregionaler Moblier SonderPadagogischer Dienst (MSD) Forderschwerpunkt "Sehen", EditionBentheim, 2004

イギリスにおける聾学校のセンター的機能

1 調査の目的

本調査は聾学校のセンター的機能を考える上で、通級指導や巡回指導を新しい機能として検討する必要があると考え、先進的にアウトリーチプログラムを行っている英国の状況を参考にするべく行ったものである。英国のアウトリーチプログラムは聾学校ではなく、LEA 主体で行っているが、その取り組みについては日本でも参考にするべくところが多い。本稿では、聴覚障害児教育についての全体的な概要については RNID において、聾学校の取り組みについては Oak Lodge School にインタビュー調査した内容を報告する。

2 イギリスの聴覚障害児教育

(1) 聴覚障害児の教育機関

イギリスの聴覚障害児の教育機関としては、聾学校、難聴学級(UNIT)がある。聾学校はイギリス全土で23校あり、独立した学校として存在している。

(2) インクルージョン

イギリスの聴覚障害児教育も他の障害種別と同様、インクルージョンが国の施策として進められている。聴覚障害児の就学先は1999年の時点で表1のように、小、中学校で教育を受けている児童生徒がもっとも多く、聾学校では全体の6分の1弱となっている。

表 1 イギリスの聴覚障害児童生徒の就学先

LEA からの派遣教師のサポートのある小,中学校	48%
リソースルームとユニット(partially hearing unit)をもった通常学校	26%
聾学校	15%

LEA からの派遣教師(prepatetic teacher)というのは、特殊教育の資格をもった教師が LEA(Local Educational Authority)に所属し、そこから特別なニーズを持った子供の所属している小、中学校へ教育的なサービスを行うために出向くというものである。

派遣教師のサービスを受けるためには、statement の認定をうける必要がある。statement は特別な教育的ニーズがあるとされた子どもにどういった種類の支援が必要かを専門家チームを組織して作成される。イギリスでは、約20%の子どもに特別な教育的ニーズがあるとされている。20%のうちの約18%は具体的な認定は受けず、子どもの通っている学校でサポートされていることが。残りの2%がステートメントを得て特別なサポートを受けているとされている。しかし、聴覚障害児については障害がはっきりしているので、その殆どはステートメントをもっている。

(3) 聾学校の教師の資格

聾学校の教師の資格は、基礎免許+修士資格が必要であることが、法律で定められている。

訪問した Oak Ledge School では、免許を持っていない場合は、3年以内に資格を取る必要があり、資格取得のために週に1度大学院に通って、研修を受ける必要がある。

聾免許の資格所得のできる大学はバーミンガム、マンチェスター、ハートフォード、リーズ、Ox Brookes、エジンバラである。勤務しながら資格を取得する場合は、2年間課程で、part time で資格を取得する。

3 調査先

(1) RNID (Royal National Institute of Deaf)

1) RNIDの概要

RNID は、聴覚障害者のための様々な福祉事業をを充実するために国の機関として1911年6月9日に設立された。元々、RNID は、慈善的なサポートをする事を主な役割をになっていたが、聾者と難聴者に対する社会の態度と役割が変化するに伴い、RNID の仕事もこれらを反映する内容に変わった。それは、家族主義的な『援助』を行うのではなく、聴覚障害者に対する社会の態度を変化させることを目的として雇用と仕事をサポートする目的に変わっている。

具体的な活動は様々で,

- ・政府への政策の提案やロビー活動
- ・ 聴覚障害者への情報提供事業
- ・聴覚障害者への研修事業 障害の理解

障害の認識 など

- ・ 手話通訳の派遣業務
- 手話通訳者の研修事業
- ・就労のための研修
- 電話のリレーサービス
- ・聴覚障害者用の情報機器や製品の販売
- ・聴覚障害にかかる各種の研究事業

この機関においては、聴覚障害教育に関わる、イギリス全土における政府の政策や聴覚障害児のサポート状況について、主席研究員の Ms. Elizabeth に話を聞いている。



① 聴覚障害児のサポートについて

早期発見・早期療行が重要と考えている。乳幼児スクリーニングについても、2年前より、政府主導でプロジェクトを行っており、20の地域でスクリーニングの試行を行っている。

聴覚障害が発見されると、生後1年から家庭に巡回教師が派遣され、家庭での遊び方や、コミュニケーションの取り方をサポートする。このサービスは修学まで続けられる。

イギリスの聴覚障害児はほとんどがインクルージョンしている。これらの子供たちは、巡回教師によりサポートされている。聴覚障害児をサポートする教員の資格は、修士資格をもった教師である。聾学校では、重複障害の子供が在籍していることが多い。

② 聴覚障害児のインクルージョンとそのサポートについて

RNID は政府の施策に関する研究も行っており、聴覚障害児のインクルージョンをより薦めていくべきとの方針を持っている。また、インクルージョンしている子供たちに対しては、巡回教師が定期的に訪れサポートをするというシステムを選択している。

インタビュー中, 現在ハートフォード大との共同プロジェクトの紹介があった。このプロジェクトでは, インテグレーションした子供たちの体験談を集め, 学校生活が聴覚障害児にとってどのようであったかを報告するものとの説明だった。

このような、プロジェクトを通してインテグレーションの利点を PR し、より積極的に推進していく方針で事業を行っている。

(2) Oak Lodge School

1) Oak Lodge School の概要

RNID の他に聾学校へも訪問をおこなった。訪問先は Oak Lcdge School で Secondary School の聾学校。アウトリーチプログラムも行っており、巡回教師が所属して周辺の小学校に所属している聴覚障害児の教育的な支援を行っている。

学力向上を大きな目標に揚げ、その成果もあり、Achivement Award を受賞している。 この学校では、校長の Mr. Peter Meriford にインタビューを行った。

2) 現職研修について

現職教員(資格取得済の教員)の研修プログラムもある。内容は

- 手話
- behavior management
- emotional development consequence of deafness

などである。

Audiology についてマンチェスター大で研修を行ってきた。マンチェスター大では2年前からは0-1歳の子供についての専門課程も受けるようになっている。

それ以外の内容に関しては、ニーズや希望により校長先生と教員で話し合いで、研修を決める。

3) 教員以外の専門家

以下の専門家がこの学校に関わっている。

Speech Language therapist 二人, Health Service からの派遣

Educatonal phychologist 地域 council からの派遣 Social Worker 地域 council からの派遣

Carier Officer council に雇われている。進路の相談を行う

School Doctor School Nurse

Mental Health Team Helth Service から子どもへのカウンセリング, ファミリーセラピーを行う

4) Outreach Program について

この学校では12年前に、メインストリームの子供へのサービスを始めた。具体的な事業には

- ① ロンドン中のセカンダリースクールに Communicator (手話通訳者, ノートテーカー)を派遣する。
- ② 巡回教師 (peripatetic team) のシステムをもち, 巡回教師を小中学校 (primary, secondary) に派

遣している。(8才から16歳までをサポート)

③ 全イングランドの聴覚障害と精神障害のあわせもつ子どもに複合チームを派遣している。チームの構成は精神科医、心理学者、看護婦で6名。精神科医は聴者だが手話が流暢な者。心理学者と看護婦にはそれぞれ聾者が入っている。全年齢を対象としており、現在7人の子供をフォローしている。この事業は世界でもこの学校とオランダの聾学校の二つしか行っていない。

ロンドンでは 2 つの Primary School for deaf children, 一つの Secondary School for deaf students, 24のメインストーム Primary School, 9つのインストリーム Secondary School があり、300人の聴覚障害児童生徒がいるが、そのうちの80人の重度聴力障害の子どもに、教育的なサービスを行っている。

5) Outreach プログラムの PR について

この事業には他機関との連携を深めたり、保護者へ学校を知ってもらったりするために、広報活動やイベントを行うことが重要である。この学校では以下の内容の活動を行っている。

インバイト (招待して学校の説明を行う会)

インターネットでの PR

学校案内のパンフレット

Openday (学校公開)

個人の口コミ

RNID との連携

NDCS との連携

地域の小学校との連携

このうち地域の小学校からの紹介が最も多い。そのために校長同士でいつも電話でやり取りや行き 来がの交流がある、年3回の定期的に会議を行っている。

6) 巡回教師 (Prepatetic Teacher) チームの事業

巡回教師は家庭訪問と Nursely School と Primary School に巡回する。

家庭訪問では、遊び方や補聴器についてのサポート、アイコンタクトの取り方を指導する。学校においては、子どもに対しては、週に1時間、英語や手話についての言語についてのサポートや補聴器のサポートを行い、担任の教師については、子どもの座っている場所などの基本的なことの他に、授業中に用いる言葉で聴覚障害児にわかりにくい言葉や、聞こえにくい言葉を言い換える方法などをアドバイスすると言うことを行っている。

巡回教師のチームリーダーはオージオロジーの資格を持つ教師ががつとめる。校長の見解としては、 チームリーダー以外の教師も、聴覚障害教育の資格、十分な経験、オージオロジーの知識が必要だと 考えている。オージオロジーに関して、この学校の巡回教師は、資格はなくても病院などで研修をつ み、十分な知識をもった教師が行っている。

7) 聴覚障害児のインテグレーションの課題点

Oak Lodge School では、インテグレーション上の課題についても話が聞けた。一つは、インテグレーションはしていたが、途中で学業について行けなくなり、聾学校に入るケースである。特に Secondary School にあがってから、ついていけなくなる子どもが多いようである。理由としては、Primary School では 1 人の教員が全時間を受け持っているために、サポートの仕方などを心得ていたり、子どももコミュニケーションしやすい状態から、Secondary School になると、教科毎に教師が変わるために厳しい環境になってしまうということがあげられる。

この学校では、途中から入る子どもについて特別なカリキュラムを持っていないが、個別指導は必要に応じて行っているとのことだった。

もう一つは、インテグレーションしている子どもの心理的な問題についてということだった。この学校では Deaf Study をカリキュラムに取り入れ、障害の理解や認識について、力を入れているが、インテグレーションしている子どもにはこの点でのサポートがないために、心理的な問題が起こっている場合がある。なるべく、聾学校に来て、聾学校の子ども達と話をする機会をもってほしいが、学校のオープンデイは年に3回しかなく、機会が少ない。また、交通機関上難しかったり、本人や保護者の手話への抵抗、在籍校を休み必要があるなどで難しく、この問題に具体的な対策をとっていないとのことであった。

4 イギリスの聾学校のセンター的機能

今回,訪問したイギリスの聾学校のセンター的機能としては,巡回教師(Prepatetic Teacher)の派遣を行っていることがメインになるだろう。その他にも、Openday などを行って、聴覚障害児が聾学校に来て活動を行うということもあるが、頻度は年に数回程度で継続的なサービスと位置付けることはできない。

巡回教師は、言語や補聴器などの巡回教師が持つ専門的知識と行うサービス内容について明確にされており、インテグレーションしている子どもに対して適切なサービスを行うことを目的としていることがわかった。

ただし、イギリスの聾学校でアウトリーチプログラムを行っている学校は、全土で2校しかなく、一般的には地域の小中学校に対しては LEA がセンター的な役割を持つということがいえるだろう。

そういった意味では、イギリスの聾学校と LEA は役割分担が明確で、在籍する児童生徒の教育は聾学校で、地域の児童生徒は LEA で支援を行うというシステムが確立しているということがいえる。

(横尾 俊, 原田 公人)

〈参考文献〉

- 1) Susan Gregory et all (1999) Issues in DEAF EDUCATION. London, David Fulton Pulishers
- 2) John C. Denmark (1994) Deafness And Mental Health. London, Jessica Kingsley Publishers
- 3) RNID 2000 Guidelines for mainstream teachers with deaf pupils in their class
- 4) RNID 2000 Promoting access to the curriculum for deaf pupils
- 5) RNID 2000 Education Guidelines-Promoting numeracy in deaf pupils
- 6) RNID 2000 Deaf Students in Further Education
- 7) RNID 2000 The Education of Deaf Pupils:Perspective of Parents, Teachers and Deaf Adults
- 8) RNID 2000 A Review of Good Practice in Deaf Education
- 9) RNID 2000 Education Guidelines-effective early intervention for deaf children 0-5 and their famili
- 10) RNID 2000 Education Guidelines-promoting Literacy in Deaf Pupils
- 11) RNID 2000 Education Guidelines-effective inclusion for deaf pupils into mainstream schools
- 12) RNID 2000 Education Guidelines-using residual hearing effectively
- 13) Oak Lodge School Leaflet
- 14) SEN Code of Practice 2002 http://www.dfes.gov.uk/sen/viewDocument.cfm?dID=260
- 15) OFSTED (Office for Standard Education Department) Inspection Report of Oak Lodge School http://www.ofsted.gov.uk/reports/101/101094.pdf

イギリスのワーウィックシャー州におけるサポートサービス

1 目的

ワーウィックシャー州の地方教育局(以下 LEA)と、The Round Oak School and Service(以下ラウンドオーク)は、メインストリーム学校に対して多様な支援サービスを提供している。ここでは、ワーウィックシャー州における支援内容と方法を分析し、日本における小中学校への支援のあり方について、検討する。

2 取り組みの実態

(1) 特殊教育の現状

ワーウィックシャー州はイングランド中部のウエストミッドランド地域に位置している。ワーウィックシャーはバーミンガムのやや南東に位置し、人口約50万人の地方の州である。この州の人口の多くは、Nuneaton、Bedworth、Leamington、Rugbyの4つの都市に集中している。多民族が居住する地域である。ワーウィックシャー州には、公立の初等学校が197校、中等学校が37校、特別学校が10校、児童生徒再統合施設(pupil Reintegration Unit、メインストリーム学校や特別学校から排除されているもしくは排除される恐れのある小中学校段階の生徒を教育したり、メインストリーム学校を支援したりする機能をもつ)が1校ある(Warwickshire County Council、2003)。

イギリスには、特別な教育的ニーズのある生徒をスクールアクション、スクールアクションプラス、ステートメントの3段階の対応がある。スクールアクションとは、障害のあるなしにかかわらず、個別教育計画を作成するなど学校内で特性にあわせて対応する段階、スクールアクションプラスとは、外部の専門家の支援を受けて学校で対応する段階、ステートメントとは、LEAが専門家の意見を踏まえて特別な教育的ニーズに関する「判定書」を作成し、年度ごとに評価と見直しを行いながら対応する段階である。表1にワーウィックシャー州とイングランド全域のメインストリーム学校の児童生徒数、ステートメントのある児童生徒数(割合)、特別なニーズのある児童生徒数(割合)を示した。

表1 ステートメントのある児童生徒数(割合)と ステートメントのない特別な教育的ニーズのある児童生徒数(割合)

児童生徒数	ワーウィックシャー	イングランド
初等学校	43, 396名	4, 363, 343名
中等学校	33, 308名	3, 264, 086名
ステートメントのある児童生徒数 (割合)		
初等学校	673名 (1.6%)	70,729名(1.6%)
中等学校	848名 (2.5%)	78,606名 (2.4%)
ステートメントを持たない特別な教育的ニーズのある		
児童生徒数(割合)		
初等学校	11,904名(28.1%)	834, 143名(19.1%)
中等学校	7,116名(21.4%)	519,116名(15.9%)

(Department for Education and Skills (2002) を参考に作成)

表1からメインストリーム学校におけるステートメントのある児童生徒の割合は、ワーウィックシャー州もイングランドも4%程度であり、ほとんど変わらない。ステートメントを持たない特別なニーズのある児童生徒数の割合は、ワーウィックシャー州の方がイングランドよりも高い。この差は、多民族が居住することと関連しているのかもしれない。

(2) 特別な教育的ニーズのある子どもへの支援サービス

1)「ラウンドオーク」における支援サービス

ワーウィックシャーの Leamington Spa に位置する、「ラウンドオーク」は特別学校であり、ここでは地域のメインストリーム学校の支援を業務として行っている。「ラウンドオーク」は2003年1月現在で、生徒数77名の軽度から中度の学習困難のある生徒を対象とした規模の小さい特別学校である(Warwickshire County Council、2003)。1989年に設立され、当時からメインストリーム学校の特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援を行ってきた。当時は、メインストリーム学校を支援するための予算が「ラウンドオーク」についており、この予算によって支援する学校をグループ化し、学校群(クラスター)を形成して、全ての学校間で情報を共有しながら支援を行っていた。つまり、クラスターの中では「ラウンドオーク」が核となる組織であった。しかしながら、1998年に国の方針により、特別な教育的ニーズのある生徒の予算がメインストリーム学校へ直接配分される、このクラスター制度は成り立たなくなったということである。現在では、各メインストリームスクールが必要に応じて年間契約を行い、ラウンドオークからのサービスを購入する方法をとっている。

本学校の支援サービスは、「支援サービスマネージャー」「特別ニーズアシスタント」「特別教育アシスタント」によって行われる。「特別ニーズアシスタント」「特別教育アシスタント」は、教員免許をもたない、アシスタントであり、契約により「ラウンドオーク」からメインストリーム学校に派遣される。「支援サービスマネージャー」は、これらのアシスタントのスーパーバイズと特別な教育的ニーズコーディネーター(以下 SENCo)に対する個別教育計画作成の支援、ステートメントに関係する書類作成の支援などを行う。

このサービスは、基本的には、スクールアクションプラスの児童生徒を対象として行われている。このようなサービスの提供は、LEAの学習・行動支援サービス(Learning and Behaviour Support Service)でも行われている。ここでは、メインストリーム学校が、より質が高いと思われるサービス提供者からサービスを購入することになる。なお、ラウンドオークのこのようなサービスは LEAのサービスを参考として、実施し始めたということであった。

「特別ニーズアシスタント」と「特別教育アシスタント」の違いは専門性の高さである。後者の方がより、専門性が高く、購入するための費用も高くなっている。「特別ニーズアシスタント」と「特別教育アシスタント」は、ラウンドオークとメインストリーム学校に同時にアシスタントとして勤務している。よって、日によってもしくは、午後のみという形でメインストリーム学校に勤務することになる。表2に学習・行動支援サービスセクションが提供している支援サービスの購入金額を示した。午前もしくは午後の2時間もしくは3時間、もしくは1日6時間という単位で勤務し、時間と専門性により金額が異なっている。専門教師の役割は、ラウンドオークの「支援サービスマネージャー」に相当すると思われる。特別ニーズアシスタントに関する記述は認められなかった。また、学習・行動支援サービスが行っている支援内容については、次項で紹介する。

表 2 2002-2003年の支援サービスに要する費用

契約の種類(年38週)	専門教師	特別教育アシスタント
午前1回(3時間)/週	£5450	£2875
午後1回(2時間)/週	£3675	£1915
終日1回(6時間)/週	£9175	£4790
午前1回(3時間)/2週	£2785	£1440
午前1回(2時間)/2週	£1890	£ 960
終日1回(6時間)/2週	£4725	£2415
追加時間に要する費用	交渉による	交渉による

(Warwickshire County Council, 2003) より引用)

「特別ニーズアシスタント」と「特別教育アシスタント」になるためには、大学等で行う講習を受けて、資格をとる必要がある。訪問した学校で「特別ニーズアシスタント」を行っていた女性は、アシスタントをしながら、現在大学で教員資格をとるための勉強をしているということであった。

また、「ラウンドオーク」には教材等を準備したリソースルームがある。ここにある教材は、校内でも使用されるが、メインストリーム学校の要望があれば貸し出すサービスも行っている。クラスターによる支援を行っていた際には、教材の貸し出しについての要望も多かったようであるが、現在は以前に比べ、少なくなったということであった。

図1に「ラウンドオーク」が行っているメインストリーム学校に対する支援の概要をクラスター形成時と現在に分けて示した。クラスター形成時にはメインストリーム学校同士で情報とサービスの共有(会議や共通のアシスタント等による)があり、「ラウンドオーク」からの支援もクラスターに対して行っていた。現在は、メインストリーム学校が「ラウンドオーク」の支援を購入し、「ラウンドオーク」からメインストリーム学校に支援を提供である。

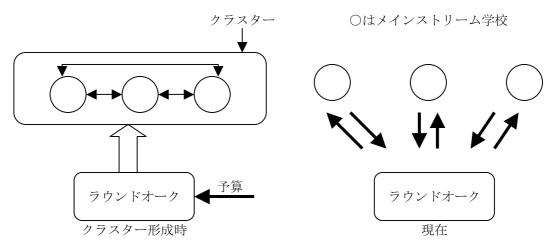


図1 ラウンドオークにおける支援の模式図

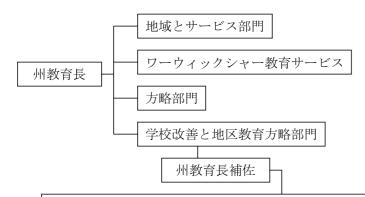
2) ワーウィックシャー州における LEA の支援サービス

ワーウィックシャー州では教育長(County Education Officer)の下に大きく分けて、「地域とサービス部門(Community and Servicese Division)」「方略部門(Strategy Division)」「学校改善と地区教育方略部門(School Improvement and Area Education Strategy Division)」「ワーウィックシャー教育サービス(Warwickshire Education Service)」があり、特別な教育的ニーズ(Special Educational Needs)を担当する部門(以下 SEN 部門とする)」は「学校改善と区域教育方略部門」に含まれている。

また、LEA では現職教員や非教員職員(アシスタントなど)に対して、研修事業を行っている。研修には、特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育に関する内容も含まれており、直接的に研修を管理運営しているのは、「ワーウィックシャー教育サービス」の中の「教育発展サービス(Education Development Service)」である。

特別な教育的ニーズの専門家の領域としては、通常、行動管理、教育方略、自己レビュー、個別教育計画、包括教育に関わる課題、教育アシスタントの役割、SEN管理、SENCoの役割などがある。「教育発展サービス」を通して、組織化された研修提供者は、多様で数が多い。研修を提供する者の中には、LEA教師アドバイザー、LEA事務官と監査者、SEN部門のサービス提供職員、生徒再統合施設の職員などが含まれる。また大学のような外部組織でも同様の研修は行われている。

ワーウィックシャー州におけるLEAのSEN部門の組織図を図2に示した。ここではメインストリーム学校や特別学校などに直接的に支援を行っているサービスであるワーウィックシャー州の「学習・行動支援サービス」「障害・病気・感覚・コミュニケーションサービス」「教育心理サービス」を取り上げ、業務の概要について紹介する。



<SEN部門>

- · SEN政策(SEN Policy)
- ・学習・行動支援サービス(Learning and behavior Support Service)
- ・障害・病気・感覚・コミュニケーションサービス(Disability, Illness, Sensory,

Communication Service)

- ·生徒再統合施設(Pupil Reintegration Unit)
- ・教育心理サービス(Educational Psychology Service)
- ・福祉ソーシャルワークサービス/児童保護(Education Social Work Service / Child Protection)
- ·教育的統合(Educational Inclusion)
- ・SENモニタリング (SEN Monitoring)

図2 ワーウィックシャー州の SEN 部門の組織

表3に「学習・行動支援サービス」「障害・病気・感覚・コミュニケーションサービス」「教育心理 サービス」の業務概要を示した。これらのサービス提供セクションはそれぞれ独立している。

「学習・行動支援サービス」は、学習困難や行動困難のある児童生徒を対象として、主にメインストリーム学校のスクールアクションプラスの児童生徒、教師、保護者への支援を提供している。本サービスの特徴は、先にも示したように、有料で「専門教師」や「特別教育アシスタント」といった人材を提供している点にある。「専門教師」や「特別教育アシスタント」を派遣して行う支援の業務内容や方法は、「ラウンドオーク」とほとんど同じである。資料には、クラスターによる支援を望む学校があれば、対応するので申し出て欲しいという注意書きがあり、クラスターを推奨している可能性がある(Warwickshire County Council、2003)。

「障害・病気・感覚・コミュニケーションサービス」は、障害種別に分かれたチームを持っている。 特徴としては、障害種別の専門的なサービスが提供されることであろう。「学習・行動支援サービス」 との違いの1つは、ステートメントをもつ児童生徒への支援も含めている点である。メインストリー ム学校だけでなく、特別学校への支援も行っている。基本的に、1部のサービスを除きサービスは無料 で提供される。

「教育心理サービス」の特徴は、他のサービスや福祉や医療との協働で、コンサルテーションを行うことであり、コーディネーター的な役割を果たしていると考えられる。問題解決指向型の支援を行っており、組織、グループ、個人の3つのレベルに分けて支援を提供している。

表 3 各サービスの概要

名 称	対 象 等	費用	 主なサービス内容
学習·行動	学習困難, 行動困難	有料	・メインストリーム学校の教職員への学習・行動管理
支援サービス	1 1 11 11 11 11 11 11 11	11/1	のコンサルテーションやアドバイス
文版 とハ			・個別教育計画作成のアドバイス
			・メインストリーム学校の児童生徒のサポート
			・統合・再統合プログラムの支援
			・専門教師やアシスタントの提供
			など
障害•病気•	肢体不自由、医療ニー	無料	• 評価
感覚・コミュ	ズのある生徒の教育,	*	・個別教育計画作成のアドバイス
ニケーション	自閉症,特異的言語障		・家庭や教室での教授と支援
サービス	害,視覚障害,聴覚障		教材やカリキュラムの提供
	害. 就学前幼児		教師やアシスタントの研修
	(障害種別に基づき		• 関連領域とのネットワーク形成
	チームを形成)		など
教育心理	コミュニケーション障	無料	・コンサルテーション
		!!!!	. ,,,,
サービス	害,行動障害,特異的		・他のサービス、福祉や医療との協働・橋渡し
	学習困難/読み障害,		• 評価
	就学前幼児		・教師の研修
			など

*ステートメントをもつ特異的言語障害の業務を除く (Warwickshire County Council (2003) を基に作成)

(3)メインストリームスクールの学校事例

訪問した初等学校であるミルバートン小学校(Milverton Primary School)とボーンビル上級小学校(Bournville Junior School)の概要を表 4 に示した。ミルバートン小学校は、ワーウィックシャー州にあり、ラウンドオークがクラスターを形成してメインストリーム学校を支援していた頃から、支援を提供している学校である。また、ボーンビル上級小学校は、バーミンガムにあり、ワーウィックシャー州ではないが、バーミンガムの LEA から支援を受けている学校である。ワーウィックシャー州における支援と比較するために、参考として示した。

ミルバートン小学校には、「特別ニーズアシスタント」6名(全日2名、パートタイム4名)、「特別教育アシスタント」7名(全てパートタイム)が雇用されている。これらのアシスタントは全てラウンドオークからの支援サービスというわけではない。また、このほかに、LEAから年間7回ほど「教育心理サービス」や「障害・病気・感覚・コミュニケーションサービス」のサービスをうけているとのことであった。これらの支援の計画は、SENCoが作成し、マネージメントしている。LEAの規定では、スクールアクションプラスの児童生徒の支援のために、「特別教育アシスタント」が配置されているということであったが、実際の運用では一人の児童生徒についているわけではなさそうである。教室の中には、スクールアクションプラスの児童生徒が複数いたり、スクールアクションの児童生徒もいたりする。授業を観察した様子では、これらの児童生徒の支援を一人の「特別教育アシスタント」や「特別ニーズアシスタント」が、担任と協力して行っているように見られた。

ボーンビル上級小学校では、特別な教育的ニーズのある児童を、6名の「クラスルームアシスタント(学校が語学や算数の授業を補助するために雇用し、授業の中では特別な教育的ニーズのある児童のサポートも行う)」と3人の「学習支援アシスタント(ステートメントのある児童生徒を支援するためにLEAから派遣されている)」が支援している。また外部からの支援として、1週間に1度「生徒・学校支援サービス」(学習困難のある子どもを対象として、メインストリーミング学校の教員を支援するLEA

のサービスセクション。ワーウィックシャー州の「学習・行動支援サービス」に似た機能をもつ。有料で支援を行っている)の職員が巡回で学校を訪問し、担任、学習支援アシスタント、クラスルームアシスタント、保護者の相談に応じている。この他に、「訪問教師サービス」(ワーウィックシャー州の「障害・病気・感覚・コミュニケーションサービス」に相当する。ただし、このサービスセクションでは肢体不自由や医療ニーズのある児童生徒への支援は含んでいない)「教育心理サービス」(ワーウィックシャー州の「教育心理サービス」に相当する)等からも支援を受けている。

教員研修は、「平日外部の専門機関で受ける」、「年間5日間ある Teacher Days を利用し、外部の専門機関で受ける」、「毎週火曜の午後に行う教員のミーティングの時間を利用し、外部の専門家を招く」などの方法を取っている。

またこの学校には、LEA から「ネットワーク」という事業に基づいた予算を、近隣の5つの学校と分配し、割り当てられている。この事業は、6校が問題を共有し、協働で SEN の児童のサポートに取組むというものである。

表 4 各メインストリーム学校の特別な教育的ニーズのある児童生徒数と割合

	ミルバートン小学校*	ボーンビル上級小学校**
生徒数	279名	385名
ステートメントをもつ生徒の数と	5名	4名
割合	1.8%	1.0%
SEN のある全生徒数と	88名	82名
その割合	31.5%	21.3%

* (Warwickshire County Council (2002) より引用) ** (http://dfes.gov.uk/cgi-bin/performancetables より引用, 2002年の情報)

3 まとめ

実地調査と資料の分析から、LEA の SEN 部門が行っているメインストリーム学校への支援は、障害だけでなく、SEN という概念の基に多様な支援サービスがあった。メインストリーム学校は1つの機関や組織から支援サービスを受けているのではなく、複数の機関や組織からの支援サービスを主体的に選択して受けていた。また、このような支援サービスを提供する機関もLEA だけでなく、ラウンドオークのような特別学校もあることがわかった。

本調査の結果から、LEA が行っている支援サービスには有料と無料のサービスがあり、特に人が配置されるサービスは、有料でメインストリーム学校が購入していると考えられた。この方法は、ワーウィックシャー州では LEA の「学習・行動支援サービス」と「ラウンドオーク」が実施しており、直接的に児童生徒を支援するアシスタントを派遣して学校の支援を行うのと同時に、アシスタントのスーパーバイズを通して、児童生徒の支援を行っていた。LEA だけでなく、特別学校がこの種の支援を行っているということは、日本における今後の盲・聾・養護学校が行うセンター的機能が果たす小中学校への支援方法の1つとして、検討する意義があると思われる。ただし、「ラウンドオーク」でおこなったインタビュー結果にあるように、もともと LEA が行っていた方法であり、制度の中に位置づいていたという背景がある。日本に導入するためには、養成、予算、制度等の側面から考える必要があると思われる。

ワーウィックシャー州の支援システムをみると、SEN 部門にそれぞれ特徴的な役割をもつサービスセクションや関連領域のサービスがあり、「教育心理サービス」はこれらのサービスのコーディネーションと協働を促す役割を果たしているように思われた。このように、複数の支援サービスが利用できる場合、有効に活用するためにはコーディネーション機能を有するセクションが不可欠であろう。日本の盲・聾・養護学校においても、コーディネーション機能を発揮できるように、「特別支援教育コーディネーター」が指名されることとなっている。しかしながら、地域における支援のコーディネーションと協働の促進の仕方については、今後の課題となっている。LEAの「教育心理サービス」のような、各国のコーディ

ネーション機能を有するセクションの活動内容や方法を詳細に分析することは、日本の支援体制を構築する上で重要な示唆をうけられる可能性があると思われる。

また、支援の提供として、「ラウンドオーク」や「ボーンビル上級小学校」のようにクラスターを形成して、サポートを行う方法も考えられる。同時に、ワーウィックシャー州の州議会が提供している資料には、メインストリーム学校からクラスターによる支援の要望があれば、これに対応することが、明記された1文があった。「ラウンドオーク」で述べられたように、クラスターによる支援は、メインストリーム学校同士が情報を共有できる、費用を複数の学校で分担できるといったメリットがあった。費用が少なく、効率的に資源が活用できること、学校の同士のつながりにより、学校の特別な教育的ニーズのある児童生徒への対応が、相互作用的に向上する可能性があることなどから、クラスター制の支援方法の在り方について、検討する意義は高いと思われる。「ラウンドオーク」では、メインストリーム学校に特別な教育的ニーズのある児童生徒に関する予算がつくようになったため、クラスターが崩壊したとのことだった。同時に、調査の中では現在クラスターによる支援を行っているという話を他でも聞くことができなかった。クラスターによる支援の有効性と有用性については、今後の検討課題であると考えられる。

〈文献〉

- 1) Department for Education and Skills (2002) Statistics of education-Special Educational Needs in England: January 2002.
- 2) http://www.dfes.gov.uk/cgi-bin/performancetables/dfepx1_02.pl?School=3303353&Mode=Z
- 3) Warwickshire County Council (2002) Primary School Performance Tables-2002 Key Stage 2 Results.
- 4) Warwickshire County Council (2003) LEA STRATEGIC PLAN 2002/03 → 2006/07 Annual Report 2002/03-2003/04.
- 5) Warwickshire County Council (2003) The Warwickshire Reference File For Special Needs and Inclusion.

インタビューパートナー

1. / =		
訪問先	インタビューパートナー	
ラウンドオークスクール&サービス	Mrs. Puffin Pocock, Headteacher	
	Janett Williams, Support Service Manager	
バーミンガム LEA	Mr. Chrissie Garrett	
ミルバートン小学校	Julie Kirkham, SENCo	
ボーンビル上級小学校	Mrs. S Barratt, Headteacher	
生徒・学校支援サービス	Mrs. Angela hess, Area Head of service et al.	
訪問教師サービス	Mr. Malcolm Garner, Head of service	
バーミンガム大学	Dr. Shereen Benjamin	

謝辞

本調査において、バーミンガム大学 Dr. Shereen Benjamin には、調査のアレンジを含め、多大な協力を得た。ここに感謝の意を表します。

(佐藤 克敏・滝坂 信一・中田 正敏)

ノルウェイにおける特殊教育支援システム

はじめに

ノルウェイは、国策として社会におけるインクルージョンを推進し、学校教育においても聾、聾盲学校を除いて国立の特殊学校を特殊教育支援センターに転換した。また、他方で強力に地方分権を推進した。以下では、地域支援システム(PPT)、国の支援システム(Statped)、さらに、地方自治体が設置している特殊学校のリソースセンターとしての機能について述べる。



1. 面積:38.6万 km² (日本とほぼ同じ) 2. 人口:約455.4万人(2003年1月現在)

3. 首都:オスロ

4. 人種:北方ゲルマン民族

5. 言語: ノルウェー語

6. 為替レート: 1クローネ≒15.11円 (2004. 2. 2)

図1 ノルウェイの国土

1 障害のある子どもの教育行政と支援システム

国の地方行政区は、19の郡(fylker)及び435(kommuner)の地方自治体に別れている。15歳までの初 等教育は地方自治体が、高等学校教育は郡によって運営されている。

> 初等学校: 3,300校 高等学校: 505校 生徒数:580,000名 生徒数:168,600名 教員数:50,700名 教員数:22,100名

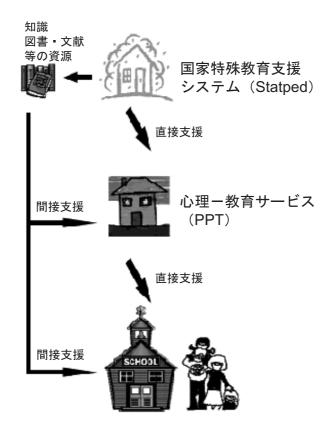
大学は国によって組織されている。なお、聾あるいは聾盲の人々に関しては、政府によって運営される分離された学校システムがある。障害のある子どもたちが他の子どもたちと同様に学校教育を受ける権利、そして保護者に子どもの学校選択権があることが法律によって保障されている。

1976年に初等中等学校法を改正し、権利として障害のある子ども達が地域の学校で学ぶことができるとした。しかし、その後も養護学校は維持され拡張されていった。これに対し国は国家審議会答申に基づき、1990年「学校S改革」を実施した。<S>は(spesial)を意味し、「養護学校の生徒数を減らし、いずれ完全になくす」こと、そして、これをサポートする組織として、次の項で詳述する「国立特殊教育リソースセンター」を中心とした「国家特殊教育支援システム」が考えられ実施に移された。当初は全国各地に様々なリソースセンター設置することが改革の主な内容であったが、その後集約的なリソースセンターをめざし、スリム化する方向に転換が行われている。

このような経過のなか、1998年の新教育法のなかで地方自治体(kommuner)の権限が強められ、子どもに特別な教育的ニーズがある場合、必要なリソースを利用できるようにすることは、郡もしくは地方自治体の責任となっている。政府が国立の特殊学校をなくす政策をとったのに対して、この法律と地方分権を根拠に、郡及び地方自治体は特殊教育をどのように組織するかについて自由に選択することができる。この理由から、10~11の自治体特に大きな都市部が特殊学校を設置し続けており、この場合多く

の特殊学校はリソース機能をもってメインストリーム校を支援している。他方では、障害があるかどうかにかかわらずすべての生徒を通常学校に編入し、支援システムが機能している。

障害のある子どもが在籍する地域の学校に対し、二つの支援システムがある。一つは地方自治体が設置する地域専門家システム(PPT)であり、もう一つは国家専門家システム(Statped)である。これら二つのシステムは、図2に示すように、Statped が高度で特殊な専門性において PPT の要請に応じて便宜を供与し支援するという関係にある。なお、すべての特殊学校は法律によって地域市民からの相談を受けることが義務づけられている。



(K. Slatta, 2003)

図2 支援資源の関係とサービス内容

2 教育-心理サービス (PPT)

すべての郡及び地方自治体は、教育一心理サービス(以下、PPT)を組織するよう、新教育法(1998)のなかに業務内容とともに定められている。この法律は6-12歳の子ども達の教育に関する法律だが、就学前の子ども達に対応することも記述されている。

小さな地方自治体は組合立で PPT を組織している。全国に300の登録された PPT があり、それぞれに 特殊教員、心理職など多職種の専門家が配置されている。支援を求める学校、幼稚園、特別なニーズを もつ個人そして保護者などは、居住地域の地方事務所にコンタクトを取ることによって PPT のサービス を得ることができる。

PPT は、教育に関する居住地域における課題解決、特に学習困難あるいは社会的 - 情緒的困難のある子どもたちの教育的ニーズを専門的な観点から評価するという点で重要な役割を果たす。さらに、特別なニーズのある生徒に対してどのような特殊教育資源を配置したらよいかについて提案を行う。

教育省(1996)は、PPTの機能を次のように規定している。

- ①あらゆるカテゴリーの利用者に助言を与えること。
- ②地域資源ネットワークにおける専門家間協力関係の開発。
- ③個人の権利保障を確実にするための、学校及び幼稚園との協力
- ④個人が一つの団体もしくは機関から以上の支援を受ける必要がある場合の機関間業務の調整。

⑤特殊教育リソースセンターと必要に応じコンタクトを取ること。

ただし、PPT の業務は学校及び社会のニーズが変化するのにあわせて変わるものであり、これに対応するために、政府は2000年から2003年までの3年間、「PPT 及び学校長のための能力開発プログラム (SAMTAK) $^{\pm 1}$)」を実施した。このプログラムの主なアイディアは、PPT の活動をより体系的かつ組織的なものに改善するというになの仕事ということであった。また、特別なニーズのある生徒の教育に関し、学校をより自立させそしてより自己充実させるという長期展開のなかで、PPT と学校がより効果的な方法で協力するということが目標となった。

さらに、国家教育委員会はプロジェクト「PPT における ITC の活用」を立ち上げ、インターネットを使って全国の PPT の質向上と均一化、文献や教材情報の提供を行うとともに関係機関間の協働体制を開発しようとしている (pptNETT)。このサイトは特殊教育関係者だけでなく一般に開放されているとともに、他方保護されたクロズードフォーラムも持っている。

以下に、PPTの実際について例を挙げる。

【事 例】オスロ PPT 第7チーム

○所 在 地^{註2}: Chr. Michelsensgt. 65, 0474 Oslo

○職員配置^{註3}: リーダー(1)Inger Johanne Bratfos

障害児教育学修士(8)

心理士(3)

ソシアルワーカー(1)

○対 象 :18学校 初等学校(うち1校に特殊学級2教室)

高等学校(全体に120名の知的障害がある生徒が在籍し,うち2校には特殊 学級がある)

2つの区の就学前の子ども

成人教室

○主な業務:

- 一障害のある子どもがどのような教育ニーズを持っているかを記述すること。
- 教育内容をどう実現するか教員を指導すること。
- -研究・研修・相談・情報の収集と提供。
- PPT は地域における第一次レベル支援組織であり、必要に応じて国立特殊教育リソースセンターから助言指導や協力を得て行う。
- -障害があることがわかれば、1歳から成人まで対応する。

<課 題> Johanne 氏の見解

「医療モデル」から「教育モデル」への評価の転換:医療的な観点からの診断モデルから教育のためのアセスメントへの転換が必要なのだが、十分な実現していない。

3 国家特殊教育支援システム(Statped)

《国家特殊教育支援システム(Statlig spesialpedagogisk stottesystem)》(以下,Statped)は,17の「国立特殊教育リソースセンター(kompetansesenter)」及び地方自治体の専門機関や行政あるいは財団や民間組織が設置する14の「特殊教育ユニット」で構成されている(巻末参考)。両者の関係は,Statped が「特殊教育ユニット」からサービスを購入し提供しているというものである。これらリソースセンターは,地方自治体の専門機関や行政に対して特殊教育に関する相談や支援を行っており,全体として12,000人を越える専門スタッフが業務を行っている。

このシステムは、前述したように、国家審議会答申に基づいて1990年から始まった「学校S改革」によって開発されてきた。従ってこの改革は別名「リソースセンター改革」とも呼ばれる。国は、従来の国立特殊学校教員をリソースセンターの基盤とする構想をたて、教員を継続させながら専門性を身につけて3~4年後に修士号を取得し、リソースセンター職員としての正式資格を与え採用する教育プログラムをつくり実施した。

Statped のパンフレットによれば、設置の主な目的は以下のようなものである。

".. 重度で複雑な学習に関するニーズをもつ子どもたち, 幼児そして成人が教育と発達に対する高い水準の便宜 供与が保障されるよう, 地方自治体及び郡当局に対し て指導と支援を提供する"Statped -パンフレット2001 (Slatta, 2003)

提供されているサービスの内容として.

- ○ガイダンス, コンサルタント, カウンセリング
- ○知識の普及
- ○ネットワーク構築
- ○研究及び開発
- ○学校設備の提供:聴覚損傷センター及び社会医療施設において
- ○聾の子どもの両親に対するサイン言語コース

がある。

Statped に加入するユニットは多様な機能をもち特殊教育サービスに関する便宜供与を行っている。ユニットの最も一般的なタイプは、国立特殊教育リソースセンターである。これらのセンターはある障害に特化されており、いくつかの地方自治体と郡の支援を担当している。例えば、複雑な学習障害の場合7つのセンターがあり、2~4つの郡をカバーしている。これらの地理的な区域のなかで、これらのセンターはシステムに関するサービスと個に対するサービスとの両方を提供する。

支援システムの主要なゴールは3つといま一つに示されている。

<主要ゴール1>

特殊教育支援システムは、地方当局との柔軟な契約による高水準の専門的特殊教育支援を提供する。

<主要ゴール2>

この領域の実践者と緊密な協力のなかで、特殊教育支援システムは、総合大学、単科大学及び他の仲間との協力のもとで組織された焦点化された研究及び開発を通じて特殊教育における能力を得、体系化しよりいっそう発展する。

<主要ゴール3>

特殊教育支援システムは、重度、特殊かつ複雑なニーズのあるユーザー及びその家族の恩恵のために、地域社会と教育システムにおける教員と他の専門家のために、そして特殊教育支援システムの仲間達のために特殊教育における専門知識・技術を提供する。

そして、サービスを提供する対象として2水準が明記されている。

- ○顧客 (customer):地方自治体, 郡
- ○ユーザー: 重度で複雑な教育的ニーズがある子ども, 青年及び成人, そしてその家族。

サービスは PPT からの申請を基礎に交付され、問題解決あるいはプロジェクトの具体化に向けて協働的な形態が取られる。そして協働の終了後にそのノウハウが PPT 残るような、PPT をより自己充実させるような方法での仕事が目指される。

特殊教育は広範な障害のある生徒に関連しており、Statped は専門領域として以下の13を挙げている。

- -聴覚損傷
- 一視覚損傷
- -言語,発話,読字・書字の困難
- -複雑な学習困難
- -社会的及び情緒的な不調
- 重度及び重複した学習障害
- 少数言語及び学習困難
- -特別なニーズのある子どもへの早期対応(0-5歳)
- 口唇・口蓋裂に関する問題

- 障害のある人々に対する情報技術
- -後天的な脳損傷
- リソースセンター機能をもつ社会医療施設における学校設備
- 一聾盲

国の支援システムの行うサービスは、いくつかのコースと訓練プログラムを例外とする他は通常無料だが、Statped は地方自治体や郡は書式による契約合意によってサービスの提供を行う。サービス機能の開発及び提供の理念として、次の考えがある。

Statped は、障害のある人々、その家族、そして地方当局にとってわかりやすく使いやすいサービスの開発を目的としています。「一つの扉」という喩は一般に一つのゴールとして示されます。それは、人々はシステムにおいてどの入り口から入るかにかかわりなく、専門的に効果的に援助されるべきであるという理念を意味しています

(Slatta, 2003)

4 特殊学校の通常学校に対するリソースセンターとしての機能

特殊学校は地域市民の相談を受けるよう法律に定められている。このような中、幾つかの地域では、地方自治体が従来の機能を拡張した特殊学校を持っている。これらの学校は小中学校に対し、スーパービジョンあるいは教員資源(「旅する教師」)という機能を持っている。近年、オスロのように特殊学校在籍者数は減少傾向にあるが、対外的な活動が増えてきている地域もある。しかし、特殊学校は地方自治体の責任で設置するため、対外的なサービスは市や学校の財政に大きく依存している側面がある。

以下に、オスロ市内の特殊学校でリソースセンターの役割を果たしている学校と主な対象を挙げ、次 にノルウェイ最大の特殊学校であるバールム市立特殊学校の例を挙げる。

【事 例】 オスロ市立養護学校のリソースセンター機能

- 1) ヌールボルグ学校 通常学校を訪問し自閉症の子どもの指導を行う。
- 2) ハウコーセン学校 ADHD, 重度脳性まひなど脳障害があり知的障害を伴わない子どもに対する指導をどのように行うかについて, 観察と教育的アセスメントを行い, 助言する。学校・保護者の依頼で実施。
- 3) ロンネバッケン学校 ADHD や精神障害のある子どもへの指導。
- 4) ウンネバイエンス学校 知的障害のある子どもに関し非常に広範な支援を展開。しかし、この数年 児童生徒数の減少により教員数が減ったことと財政難から活動を停止している。
- 5) ブルーセットコーレン学校 行動異常のある子ども達(ADHD などの子どもではなく、情緒面からくる行動異常を対象とする)の特殊学校で、寄宿舎を持ち更正施設と協力しながら教育を行っている学校。通常学校から転校して心理的な休息を取りつつ教科、社会的スキルを学ぶ。通常学校に対し、通常教員が予想が困難な行動が理解できるよう個別の相談、学級経営上の助言、研修機会の提供を行う。また、通常学校に戻った生徒へのアフターケアを行う。
- 6) ブリンナルバイエン学校 通常学校小学校 1-4 年生を対象に、言語・コミュニケーション面に関し、週 $1\sim2$ 回半年間の指導を受け入れている。このなかには脳性まひによるコミュニケーション困難がある子どもの指導も含まれている。

【事 例】 バールム市立ハウグ学校・リソースセンター(Haug skole og Ressurssenter)

● 学校概要

- ○設置者(年): バールム(Baerum) 市^{計4})(1971年, アスケル市との組合立として)
- ○敷地面積:6000m²
- ○在籍児童生徒数:111名(2002-2003年度);うち8名は隣のアシュケル市在住。

5もしくは6歳-15歳

- ○教員数:144名(各教員は週21授業時数を担当する契約)
- ○1993年に全面改築し、2倍の規模に拡張。

(理由) ①「重複障害*」のある子どもの増加。

*言語障害・肢体不自由があり常時ケアが必要な状態

②「行動異常*」のある子どもの増加。

* ADHD, 自閉症

③教材ライブラリ設置の必要。

○1994年、学校機能にリソースセンター機能を加え再組織。

ノルウェイで最大の特殊学校。国は特殊学校を閉鎖する方針を決めたが、バールム市は維持することを決めた。バールム市において、生徒の中には通常学校では十分なケアを受けられない子どもがいるということは、他の地域でも同様であることを意味している。

●学校の機構

- M(重複障害のある子どもの教育
- A(自閉症の子どもの教育)
- S(ダウン症, 定義困難な障害のある子どもの教育)
- U(通常学校に統合された子どもへの対応)*

*地域の通常学校で学習することが可能で必要だと判断された子ども達は、地域の通常学校で学ぶ。

● 教育システム

- ○学 年:1-10年生
- ○学級規模:1クラス4-6人
 - ①教員1 (週21授業時数。勤務時間は8:00-17:00)
 - ②環境調整員*1
 - ③助手1

*高校卒業後3年以上の高等教育を受けた人で、助手よりも高度な水準で授業に 関与する。

**教員が休暇を取る場合には、①、②がクラス対応する。

○時 程:



*これは、夏時間6月15日~8月の時程

- **学童保育は国の制度。ほとんどの子どもは15時に帰宅する。この時間は環境調整員が対応する。
- ○専門職チーム:在籍する子ども達には教育指導以外に必要な内容があり、これに対し市及び一部国からの予算で特殊教育教員以外の専門職が配置されている。具体的には、心理士(psykologer)、ソシアル・ワーカー(sosiononer)、理学療法士(fysioterapeuter)、運動治療士(ergoterapeuter)、言語治療士(logopeder)、聴能教育士(audiopedagog)、音楽療法士(musikkterapeuter)、看護士(helsesoster)が配置されている。なお、ソシアル・ワーカーは社会保健局からの配置である。

多職種が共同で仕事をしていることは、多角的な子どものアセスメント、時間の節約という点から非常に大きな意味がある。

●リソースセンターとしての機能

ハウグ学校は地域の通常学校や幼稚園等に対し、リソースセンターとして法律(条例)による義務的な役割が位置づけられているわけではない。しかし、1994年に現在のリソースセンターを伴う組織編成をし、以来、特殊教育教員、言語治療士、聴能教育士など17名以上のスタッフがこの業務にあたっている。バールム市の PPT は市内すべての通常学校に対して、生徒のアセスメントと教育内容について助言を行うが、PPT で十分ではない場合、市は、① Statped に相談する、②ハウグ学校に支援を求める、という二つの選択肢がある。リソース機能は契約等によって動くのではなく、市や市の教育委員

会で決定し、教員間の協力会議で調整して始動する。なお、現在通常学校支援の仕組みとして「学校 教急チーム (School Amburance Team)」が検討されている。

以下は、リソースセンターとしての機能の内容である。

- ① ライブラリ (スタッフ:7-8名)
 - ア)教材ライブラリ;教員によって製作された教材
 - ○地域の通常学校に行っている子ども達の指導に用いる。
 - ○通常学校への貸し出し。
 - *現在特に、コミュニケーションエイドとして、写真の本及び絵カード (Pictgram) の充実を図っている。
 - イ) おもちゃライブラリ;障害のある子どものための特別なもの。
 - ○幼稚園教員, 保護者の指導に用いる。
 - ○大きな部門や民間(保護者組織)に貸し出す。
 - ウ) 図書館;特殊教育, 医療関係図書を中心に蔵書がある
 - ○バールム市内の市民, 保護者が利用できる。
- ② 言語治療 (Logopeder), 聴能教育 (Audiopedagog), テスト/説明
- ③ 幼稚園での教育

障害のある90人の子どもが市内の幼稚園に行っており、ハウグ学校籍の20人の特殊教育教員がその子ども達の在籍する幼稚園で仕事をしている。

バールム市内にある小学校(Lokeberg Skole)でハウグ学校に在籍する6名の生徒が学習をしており、これに対応するため2名のハウグ学校籍の教員がこの通常学校で仕事をしている。この子ども達に関する教育責任はハウグ学校にある。

通常学校における指導形態は.

- ア) 通常クラスで他の子ども達と統合授業を受ける.
- イ)教科によっては抽出して他の教室で指導を行う,
- の2形態である。なお、2002-2003年度は週2日、ハウグ学校において
- ア) その子どもに合わせた授業,
- イ) 音楽療法士, 言語治療士による指導

を行っている。この形態は、特に1-4学年で非常にうまく機能している。

【レケベルグ初等学校(Lokeberg Skole)】

- ○設置者(年):バールム(Baerum)市(1998年1月)
- ○在籍児童数:530名(2002-2003年度)5もしくは6-12歳
- ○教 員 数:32名(学級定数:27)

学校創設時から障害のある子どもが在籍している。

2002-2003年度は、14人が在籍している。

ハウグ学校に在籍する子ども達のグループも創設時から来ている。

2002-2003年度は、6人が来ている。

学校選択は保護者が行う。4人の特殊教育教員が仕事をしており、うち2人がハウグ学校の教員である。法律によって障害のある子どもの評価が PPT によって行われ、障害児教育の必要時間が決められる。例えば、ある子どもに<週10時間>必要であるとされた場合、助手の援助によって<週20時間>にすることが校長権限として認められている。

註1 読字及び書字の困難, 社会的・情緒的困難そして重複した学習困難の領域に関し, PPT 及び学校管理職(初等学校, 前期及び後期中等学校校長そして地方自治体教育役員)の能力(competence)開発のために, 2000年1月から3年計画で実施された国家プログラム。目的は, 多様な課題がある子ども達に対応できる「A Better School for All」を創造することにある。このプログラムのキーワー

ドは「協働 (Collaboration)」である。とられた方法は、

- 専門的な知識と経験を共有するためのミーティング
- ミーティング間のネットワーキング
- 地方主体の開発作業
- の3つで、プログラムは次の3つの相に分けられている。
- <第1相-体系的作業 I >体系的な作業を構築するための基本理念。
- <第2相-ケースワーク>定義された領域(読字及び書字の困難, 社会的・情緒的困難そして重複した学習困難)における予防及び問題解決に関する検討。
- <第3相一体系的作業Ⅱ>学級及び学校;学校レベルでの,予防的な見通しあるいは組織開発をともなう学級経営,特別なニーズ対する指導及び指導法。
- 註 2 オスロに市は12学区に分かれており、それぞれに計12カ所の PPT がある。
- 註3 市全体で165人の PPT スタッフがいる。
- 註4 オスロの西に位置する人口11万人の市。
- 註5 一種の「分教室」と考えることができる。なお、④についてはハウグ学校機構で「リソースセンター機能」には位置づけられていない。筆者らが④をそのように理解してここに記述したものである。

調査日程及びインタビューパートナー

(2003年1月14-17日)

1. 14	Torshov kompetansesenter	Ellen Hoegh Omdel 所長,	
	オスロ大学	Knut Slatta 心理士	
		Kjell Skogen 特殊教育研究所長	
1. 15	Haug skole og ressurssenter	Sven Hauge 教頭	
	Boler skole	Inger Bakketun 教頭,	
		Svein Narstad 教員	
1. 16	オスロ PPT 第7チーム	Inger Johanne Bratfos チームリーダー,	
	Torshov kompetansesenter	Finnborg Scheving 心理士	
		Knut Slatta 心理士	
1. 17	Norweigian Board of Education	Marit Hognestand 教員専門性向上担当官他2名	
	Lokeberg skole	Christine Borge 校長	

調査先、日程のアレンジ及び資料提供について、オスロ在住の真弓美果氏、トルショフコンペタンスセンターの Knut Slatta 氏に細部にわたりお世話になった。ここに心から感謝の意を表します。

(滝坂 信一・中田 正敏)

〈参考・引用文献〉

- 1) Haug Skolke og Ressurssenter: Skole & ressurssentret HAUG, 2001
- 2) Slatta, Kunut: Suport System for Special Education in Noway(「ノルウェイにおける特殊教育支援システム」), 養護学校の教育と展望 No129 p. 10-13 滝坂信一訳, 日本重複障害研究会, 2003. 4
- 3) 外務省: 「各国・情勢」欧州ノルウェイ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/norway/index.html
- 4) ノルウェイ国立特殊教育支援システム(statped):http://www.statped.no/
- 5) ノルウェイ教育研究省: SAMTAK-FOR A BETTER SCHOOL-, 2000

ニュージーランドの特殊教育と支援システム

はじめに

NZ は国家施策として地方分権、社会におけるインクルージョンを推進している。学校教育においては学校自治権を拡大し、学校評議会(Board of Trustees)が学校を運営する仕組みを取っている。予算の受け皿や教員の採用権限も学校評議会にあり、学校長もこの評議会で選ばれる。教育法(The Education Act)によれば、公立学校において無料で教育を受ける権利は5歳の誕生日に始まり19歳の直後の1月1日に終了する。このうち、6歳から16歳までが義務教育である。学校は、初等学校(Primary school;1-6年生)、中間学校(Intermediate school;7-8年生)、中等学校(Secondary school;9-13年生)、複合/領域(Composite / area school;初等学校と中等学校を一カ所に設置した学校)、第三教育(中等学校を越えた教育の提供)に分かれる。

本稿では、NZの特殊教育システムの現状とその背景を概観した上で、特殊学校を含め、メインストリーム学校に対する支援システムについて述べる。



ニュージーランド (以下, NZ) は, 外務省データ (2004. 2 現在) によれば,

- 1. 面積 27万534km² (日本の面積の約4分の3)
- 2. 人口 4,009,100人(2003年6月, NZ統計局)
- 3. 首都 ウェリントン (17.37万人, 2002年6月末)
- 4. 人種 英国系(先住民マオリ人系約52万7千人 13.8% 01年国勢調査)
- 5. 1NZ ドル=73.52円 (2004年1月) という概要をもつ国である。

1 特殊教育政策, その経緯

NZ は、1995年にインクルージョン推進政策「特殊教育2000(Special Education 2000)」(以下 SE2000)を打ち出し1997年開始した。この政策では特に、特別なニーズのある生徒への資源分配、特殊教育国家予算の増大、保護者の学校選択権及び学校への参与の強調を行った。SE2000は、特別な教育ニーズのある生徒に対する資源のより公平な分配を目指した。具体的には、スタッフ配置方法の転換であった。一つの学校への支援固定を避け、「群(クラスター)」に巡回支援の形態をとったことである。

しかし、政府はその内容を2002年に転換させる。直接のきっかけとなったのは、NZ 教育研究評議会の C. Wylie (2000. 7) による特殊教育レビュー (Wylie report) である。NZ は綿密な政策評価システムをつくっているが、Wylie は政府の委託によって政策「特殊教育2000」の枠組みと実態について詳細な調査を行い、個々の内容について評価・提案を行った。そのなかで特に、通常学校に設けられた「特殊教育ユニット (Special Education Units)」と呼ばれる教室に関するシステムのもつ欠陥を指摘している。いま一つのきっかけは、「ダニエルズ判例 (Daniels Case)」と呼ばれる高等裁判所裁判である。この裁判は、政策 SE2000が①1989年教育法及び1964年教育法に触れるものではないか、②法律によって取り除かれた特権的な力の発動とされていること、③ s19NZ 権利章典1990及び s21 (h) 人権法1993の違反における差別、を理由に1999年一人の特別なニーズをもつ子どもの保護者が訴訟を起こし、その後2001年13

高等裁判所は、2002年4月に以下のような内容の判決を行う。

人の保護者が訴訟に加わったものである。

- 1) SE2000として知られる政策の幾つかの部分が1989年教育法及び1964年教育法に矛盾している。
- 2)すべての生徒は1989年教育法第3条によって「通常で体系的でかつ明らかに不適合でない(そして特別な意味が「適合」と言う言葉にはあるということにおいて)」教育に対する権利を有する。第8条は特別なニーズをもつ生徒に他の生徒と等しい処遇に対する権利を与えている。特別なニーズをもつ子どもの教育的な要請に関する多様性は、一人一人の子どもの個別的な学習ニーズに対する焦点化、子どもの外延的な特段の不全に対して構成された特別な援助の供与でなければならない。陪審員の法律解釈は、中央政府は各学校が特別なニーズをもつ個々の生徒に対するこの要請に向き合っているかどうかを評価しモニターすることにより積極的な役割を果たさなければならないというものである。例えば特殊学校、諸サービスそしてユニットのような特別な教育施設をメインストリーム校における教育が適合している、通常の、そして体系的な教育の標準に出会わない生徒たちのために提供することもまた義務である。
- 3) 判決はこの領域における法廷に対する役割を念頭に置いている。判決文は述べる「通常のプロセス 学校運営及び学級における指導に関する通常のプロセス第二の推量を試みるつもりはないが、教育が 明らかにある子どもに合っていないかどうかの疑問は、適正な専門的証拠によって支援された法廷に よって決定が可能である」
- 4) とりわけ、判決は1998年に、Hon Mr Creech 教育相の行った、存在していたすべての特別ユニットを閉鎖することは、ユニットを取り巻く地理的な各区域において特別な供与であるかどうかを大臣は考慮する必要があるという決定は不合法であるとした。判決は、政府によって約2年後に委託された独立の特殊教育レポート、ウィリー報告(Wylie Report) を引用し、大臣は妥当性を持って彼が行った結論に到達できなかった証拠とした。
- 5) 判決は、教育法に関する一貫した範囲に対してのみだが、特別な法的権限を必要とすることなしに特殊教育政策に資金を供与し実施に移すことをができるという見解に一時傾いた。
- 6) SE2000は人権法1993あるいは NZ 権利法典1990には抵触しない。

2 特殊教育支援の枠組み

2002-2003年度の学齢児総数は727,396人である。同年度には46の国立特殊学校があり、2,215人の生徒たちが対応を受けている。特殊学校のうち8校は寄宿特殊学校である。学校選択権は原則として保護者にあり、人権法特別規則に性、宗教、人種等の他、不全(disability:身体的、精神障害の、知的あるいは心理的不全もしくは疾病、解剖学的な、心理学的なあるいは精神科的な機能の異常、盲導犬への依存、車椅子使用)よって学校における差別を禁ずる条項がある。しかし、①生徒が特別なサービスや施設設備が必要なのだが、正当な理由によってそれが提供できない場合、②その子どもの不全もしくは疾病が他の子どもたちに対してリスクがあり、それを通常レベルにリスクを低減する有効な方法がない場合(例:肝炎、HIV等の感染症)、学校は入学を拒否することができる。しかし、単なる財政的な不足は拒否することができない。

(1) 特殊教育政策の原則

以下に、NZ教育省があげている「特殊教育政策の原則と要点」(2002)を述べる。

- 1) 1989年教育法は、特別なニーズのあるあるいは障害(disabilities)のある生徒に他のいかなる生徒とも同じ権利と教育を公立学校において提供する
- 2) 特殊教育政策は、特別なニーズを有する青少年が学習機会と成果を改善する経験を確実なものにすることを目的としている。
- 3)特別なニーズは、一人の生徒が学校に参加しカリキュラムにアクセスするために求められる個々の 学習支援の水準において決定される。
- 4) 学習支援へのアクセスは障害(disability)があるという事実によって決定されるものではない。
- 5)約12,700人の就学前児童に対し家庭および乳幼児センターで付加される学習支援が提供される。
- 6) 各年、付加される学習支援について約3億2千8百万 NZ ドル(24,114.56百万円)が供与される。
- 7) 諸学校の通常の財源および職員配置はあらゆる生徒に寄与するためのものである。

- 8) 2.718校のうち47校が特殊学校である。
- 9)特殊学校は通常学校と同じ基盤で資源供与される。
- 10) 特殊学校の学習支援は、次の形態で供与される。
 - 中等度のニーズがある生徒に対する職員配置および現金補助
 - 教育省およびごく少数の学校あるいは他の供給者により提供される専門家支援
- 11) 政策実施は、どのように付加される学習支援の資金供給をするかに焦点が当てられる傾向がある。
- 12) ごく最近の政策実施は、付加的な学習支援が、特別なニーズをもつ青少年に対する成果を確実なも のにすることについてである。

(NZ 教育省, 2002. 12)

(2)特別な教育ニーズ

さて、支援の対象として考えられている子どもの「特別な教育的ニーズ」は大きく2つに分類される。一 つは「高度なもしくは非常に高度な特殊教育ニーズ」で、約3%(あるいは24,500人)の子どもがこれ に相当するとしており、二つは「中等度から高度なニーズ」で、4-6%(30,000-45,000人)がこの状 態にあると考えられている。また、就学前の子ども達の5%が高度および中度のニーズがあると考えら れている。

なお,「特別なニーズ (special needs)」は,不全 (disability), 学習困難 (learning difficulties), コミュ ニケーション困難 (communication difficulties), 行動上の困難 (behaviour difficulties), もしくは, 感覚 または身体の損傷 (sensory or physical impairment) がある子ども達を含んでいるが、障害があるか否か に左右されず、移民や環太平洋民族に属する人々のニーズを含んでいる。

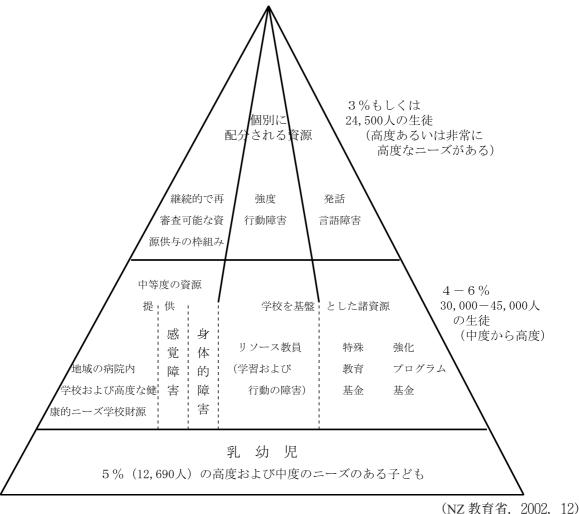


図1 特殊教育支援の枠組み

(3)提供されるサービスの種類

特別な教育サービスは、その子どもの持つニーズによって決定される。図1にその全体像を示したが、 以下にその分類、種類及びその内容をあげる。

- 1) 中等度、高度もしくは非常に高度なニーズのある乳幼児のための支援
 - **早期からの指導**:出生時,もしくは特殊教育ニーズがあると同定されたときから学校への移行まで乳幼児に行われる支援
- 2) 中等度の特殊教育ニーズのある生徒のための支援
 - **特殊教育助成(SEG)**: 特殊教育プログラムのために使われる実施資金の一部としてすべての学校のための財源。
 - **促進プログラム基金 (EPF)**:中等度特殊教育ニーズのある不均衡な数の正とのいる学校のための財源。
 - リソース教員:学習及び行動 (RTLB):中等度の学習及び/あるいは行動上の困難のある生徒 のニーズに合わせ学校の状況の範囲内で支援する特別に訓練を受けた教員。

RTLBの仕事は第一に、学習及び/または行動上に中度から高度に支援ニーズがある生徒を指導している学級担任を支援することである。現在、全国ネットワークの学校群に762名のRTLBがいる。いくつかのポジションはRTLBマオリとして任命されており、これらのリソース教員はマオリ語学校とマオリ語学級の教員及び生徒と共に仕事をしている。

RTLBのトレーニングは、ニュージーランド内の3つの大学の連合体によって開発され提供された大学院生レベル及び修士レベルの文献に基づいている。RTLBは自分自身のネットワークを維持するために必死に仕事をする。毎年会議があり、自分の専門に関する協会をもっている。教育省は特殊教育改革に関し3年に一度の評価を行っており、RTLBサポートは常に、すべての工夫のなかでもっとも効果的なものであると判断されている。

- リソース教員:読み書き能力(RT:Lit):読字及び書字の困難のある生徒のニーズに合わせ学校内でスタッフを援助しながらそのような生徒を支援する特別に訓練を受けた教員。
- 特別なサービス
- 学習支援財源
- 3) 結合した中等度, 高度もしくは非常に高度な特殊教育ニーズ (章) のある生徒のための支援
 - 継続的で再審査可能な資源提供の枠組み (The Ongoing and Reviewable Resourcing Schemes; ORRS)

1997年に開始された、約7,000人の生徒を対象として想定された付加的な支援。

発話・言語障害

コミュニケーションに関する高いニーズのある生徒のために学校において通常提供される発話 -言語治療。生徒のコミュニケーション困難を同定し、ニーズにあうプログラムをアレンジする ことができるよう、教員のためのトレーニングコースもまた行われる。

○ 強度行動障害

強度行動障害のある生徒、その学校、家族、地域及び政府法人に対する助言及び専門家支援。必要な生徒に対してはより集中的な支援が学校内もしくは学校外で提供される。これらの生徒のほとんどは居住地域の学校に通学し、必要に応じてこれらの生徒のために設置された「特別支援センター」で短期のレスパイトを利用する。教育省の特殊教育スタッフは、家庭を含むこれらの生徒の環境全体をていねいに評価することを含んだ、包括的な行動支援パッケージを実施している。支援の専門プログラムは実施された後このサービスを実際に提供する教育心理士によって注意深くモニターされる。生徒は、クラスの中で行動支援ワーカーと呼ばれる特別に訓練された教員補助スタッフから支援を受ける。

○ 健康に関する高いニーズ

「地方病院健康学校」と「健康に関する高度なニーズのための学校財源」の二つを通じて行われる特殊教育支援。

○ **地方病院健康学校** (Regional Hospital Health Schools) これらの学校はオークランド、ウェリントン、クライストチャーチにあり、各地方の健康に関

する高いニーズをもつ生徒のための指導サービスを取り扱う責任を有している。病院学校にアクセスするための基準は、健康に関する高いニーズによって10日かそれ以上継続して学校を欠席しそして、または健康に関する高いニーズによって計40日以上学校を欠席した場合である。

○ 健康に関する高度なニーズのための学校財源

健康に関する高いニーズから生じるケア及び安全に関する諸問題がある生徒のための専門職補 佐員(paraprofessional)による支援。

(註) 基準「高度あるいは非常に高度なニーズ」

「非常に高度なニーズ」のある生徒とは、学齢期を通じて次の基準のうち一つもしくは二つ以上の ニーズが継続的にある場合。

基準1 カリキュラム内容全体に関する全体的な翻案。

学齢期を通じて、感覚的な探索活動を通じての学習、乳児期水準のスキルがゆっくり発達 するような状態。

- 基準2 1対1のコミュニケーションを行うような特別な援助。
 - ① 全体的にサイン言語の訓練を受けた人の援助にコミュニケーションを依存する生徒
 - ② 人工内耳手術後の集中的な聴覚スキルプログラムを通じて訓練を受けた人の援助にコミュニケーションを依存する生徒
 - ③ 身振り、信号そして/あるいは発声の通訳を通じて訓練を受けた人の援助にコミュニケーションを依存する生徒
 - ④ 点字使用を通じて訓練を受けた人の援助にコミュニケーションを依存する生徒
- 基準3 専門家以外によって提供される特別な教育支援に併せて、専門家による1対1の指導を少なくても週1回、もしくは専門家によるモニターを少なくても月1回。

この支援は、個に対して行われるケア及び/あるいは移動、ポジショニング、転地についての援助を含む。

基準4 専門家以外によって提供される特別な教育支援に併せて、専門家による1対1の指導を少なくても週1回、もしくは専門家によるモニターを少なくても月1回。

この支援は、言語使用及びしかるべき社会的なコミュニケーションの双方に関する不調 (disorder) から生じるニーズについての援助を含む。

また,「高度なニーズ」は学齢期を通じて次の基準のうち一つもしくは二つ以上のニーズが継続的にある場合。

基準5 ほぼすべてのカリキュラム内容の重大な翻案

基準6 少なくても週あたり半日の専門教員によるかかわり

- ① 重度の聴覚損傷及びカリキュラムにアクセスするために支援する専門的なスキルをもつ 教員から投入ニーズ
- ② 重度の視覚損傷及びカリキュラムにアクセスするために支援する専門的なスキルをもつ 教員から投入ニーズ
- 基準7 専門家以外によって提供される特別な教育支援に併せて、月1回平均の専門家によるかかわりあるいは学期1度平均の専門家によるモニター。この支援は個に対して行われるケア及び/あるいは移動、ポジショニング、転地についての援助を含む。
- 基準8 専門家以外によって提供される特別な教育支援に併せて、月1回平均の専門家によるかかわりあるいは学期1度平均の専門家によるモニター。この支援は言語使用及びしかるべき社会的なコミュニケーションの双方に関する不調(disorder)から生じるニーズについての援助を含む。

基準9 結合した中等度のニーズ。

- ① ほぼすべてのカリキュラム内容の重大な翻案
- ② 聴覚損傷の領域でスキルをもつ教員からのかかわりの時間
- ③ 視覚損傷の領域でスキルをもつ教員からのかかわりの時間
- ④ 移動、ポジショニング及び個人的なケアに関する援助に対する専門家のコンサルテー

ション、指導及びモニタリング

⑤ 専門家以外から提供される特別な教育支援に併せて、専門家によるコンサルテーション、 1体1の指導あるいはモニタリング。この支援は言語使用及びしかるべき社会的なコミュニケーションの双方に関する中等度の不調 (disorder) から生じるニーズについての援助を含む。

(4)特別な教育的ニーズと予算措置

次に、それぞれのニーズに対して積算されている予算額を見てみる。 (特殊教育ベース)

表 1 高度なニーズ (High Needs) がある生徒一人あたりの名目資源供与

	 生徒一人あたりの額
ORRS	\$15,533 (¥1,141,986.16)
行動	\$ 3,406 (\(\cong \)250,409.12)
コミュニケーション	\$ 1,226 (¥ 90,135.52)

「高度なニーズ」関しては、生徒本人に配分される。なお、ORRS は、生徒人口の1%として分離される現金およびスタッフ配置のための全財源プラス理学療法のための追加分から構成される。行動およびコミュニケーションの全財源は、それぞれ生徒人口の1%として分離される。

表 2 中等度のニーズ (Moderate Needs) がある生徒一人あたりの名目資源供与*

	生徒の比率(%)	生徒一人あたり
中等度のニーズ -全平均	5	¥211, 517. 04**
• SEG(特殊教育補助金)	5	61, 683. 28
• 強化プログラム財源(2002)	5	5, 219. 92
• RTLB(学習-行動リソース教員)	5	107, 192. 16
•中等度視覚(視覚リソースセンターを含む)	(500人)	617, 568
•中等度聴覚(感覚リソースセンターを含む)	(1000人)	713, 511. 6
• 中等度身体	(400人)	338, 192
• ユニットのための移行橋渡し財源	(967人)	220, 560

*自治体の病院内学校、設備、特殊教育輸送、寄宿学校を含んでいない。 **1 NZ\$= ${}$ 2 3 5 2 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 ${}^{}^{6}$ 6 6 6 6 6 6 ${}^$

「中等度のニーズ」に関しては、学校ベースに供給される。内容は、生徒人口の5%として分離された中度のための財源とスタッフ配置から構成される。

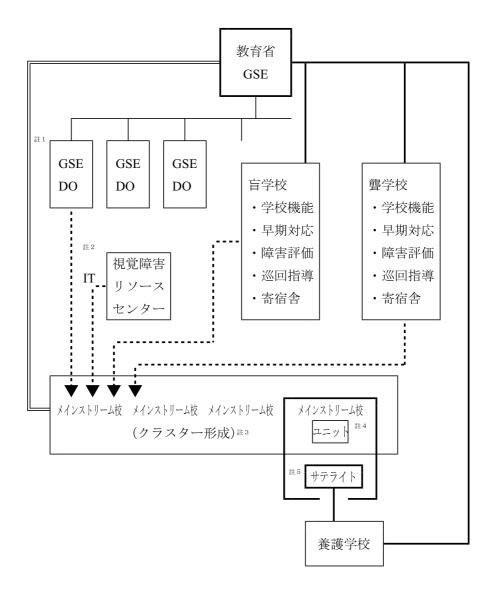
この他,教育機器のための予算が年間1,4百万円(600人の生徒枠)組まれており、必要な生徒に対し学校を通じて教育省が直接に費用もしくは機器を提供する。2001-2002年度は540人の生徒が提供を受けている。

3 特殊教育支援システム

Wylie Report から1年,「ダニエルズ判例」の裁判中にあった2001年10月,教育省は「特殊教育の改革」を決め、インターネット等を使って全国民に直接呼びかけ、意見を求める。そしてこれをもとに特殊教育支援システムの転換を開始する。

2002年2月,NZ 政府は SE2000の枠組みでそれまで政府行政法人(Government Agency)であった機関「専門家教育サービス;Specialist Education Services(SES)」を教育省に統合し,特殊教育グループ地方事務所(Group Special Education Domestic Office(GSEDO))として,教育省内にある GSE の業務を行うブランチにした。もともと SES は専門家と支援教師をおいて子どもの「特別な教育ニーズ(Special Education Needs)」の評価や学校支援,研修や研究を行う機能をもったリソースセンターであったが,これに行政的な機能を付加した。そのねらいは,学習支援センターに関する国,地方自治体のネットワークを一貫させて均質なサービスを提供する新たな特殊教育グループを 3 年間で形成ことにあった。Wilie Report は「より縫い目のないアクセスが容易な統合されたサービス提供される」全国は16に特殊教育に関する地域割がなされており,18カ所の GSEDO がある。

全国で1校の盲学校、2校の聾学校(別項参照)はリソースセンターとしての機能を持っているが、他の特殊学校では、3つの肢体不自由児学校(Wilson Home School, Carlson School, Kimiora wei School)が教育省と特別契約を結んで対外的なサービスを行っている



- 註1 GSE DO: Group Special Education District Office (教育省特殊教育グループ地方事務所)
- 註 2 IT: Itinerant Teacher (巡回教師)
- **註3** クラスター (cluster; 群):特殊教育政策の一環として1998年に実施されたシステム。生徒数や地理的条件の組み合わせでクラスターが形成される。クラスターのサイズは4校以上である。RTLB チームがクラスターに属する学校にサービス提供を行う。学校評議会及び校長がもっとも便利なクラスターを指名することができる。RTLB は、クラスターに属する学校が、

- ・全生徒の学習に対するバリアを同定し克服する
- 特別な教育ニーズのある子どもを含むすべての生徒についての多様なニーズ及び学習目標のために提供するプログラムを適合させる
- カリキュラムが特別な教育ニーズのある生徒のためのプログラム作成の出発点であるということを認識する
- できる限りインクルーシブで最小限の煩わしさの方法でカリキュラムを適合させるという理念 と実践において熟練する
- •成功の困難な学習者、多様な生徒集団手助けになると知られている教授法に習熟する
- ・学校クラスタープログラムについて保護者と情報を共有する方法についてクラスターに属する 学校を支援する

ことを支援する。

RTLB にアクセスするクラスターに所属する各学校評議会は、1年間の単位で覚え書きと同意書にサインすることが求められる。さらに、所属学校は「クラスター委員会」を組織し、運営を行わなければならない。

註4 ユニット:通常学校内に設けられた教室。形態は以下の7タイプがある。

アセスメントクラス

特別クラス

体験ユニット

身体的不全のユニット

知的不全

聴覚

視覚

註5 サテライト:通常学校内に置かれる養護学校の分教室。生徒は1年間の期限で養護学校に在籍し 指導を受ける。サテライトの教員は養護学校所属で、サテライトに勤務する。生徒は養護学校がも つ6種類のセラピーを使用することができる。1年後以降は通常学校で教育を受けるが、必要があ ればリソース教員が対応することになる。この際、特殊学校を選ぶこともできる。

(例) Wilson Center (1930年代創立)

センターのもつ5つの機能(各セクションに専門スタッフ)

- 1. 子ども発達センター
- 2. レスパイトサービス (これは特に強度行動障害のある子どもたちのレスパイトを意味しており、 日本での保護者のためのレスパイトとは意味合いが異なる)
- 3. リハビリテーションセンター
- 4. 小児科クリニック
- 5. 養護学校 (Wilson Home School): 肢体不自由及び行動障害のある子どもたちの特殊学校) 養護学校部門である Wilson Home School が「サテライト」として2つの小学校にそれぞれ2つの クラスを開設している。うち、一つの小学校の例を挙げる。

クラス1:行動問題(behaviour problem)のある子どもたちのクラス。

在籍児童数11名

教員1名(フルタイム)

教員助手(Teacher-aides)3名(フルタイム1名,パートタイム2名)

*週4日をサテライトで学習し、1日(金曜日)は通常クラスで学習する。

クラス2:肢体不自由(physical disabilities)のある子どもたちのクラス。

在籍児童数3名

教員1名(フルタイム)

教員助手3名(パートタイム)

補助教員 (Assistant Teacher) 1名 (パートタイム)

*3人ともサテライトでの学習が始まって6か月であり、現在は5日ともサテライト教室で学習している。

今ひとつの小学校にあるサテライトは、同様に2クラスあり、9名の児童が在籍しており、教員1名と5名の教員助手が担当している。

これらのサテライトは保護者の希望によって開設された。生徒は家庭からタクシーを使って通学している。費用は、教育省が負担する。いずれも希望者が多く待機者がいる。

まとめ

NZ は、教育省特殊教育グループ(政府内中央事務所、16地方事務所)が中核となって各地域に住む障害のある子どもに対する支援及び学校支援を展開している。最も大きな業務は、障害のある子どもの支援に関する経済的な供与に関する受付や相談、苦情受け付けである。次いで子どもの評価、学校に出かけて行うコンサルテーション、教員研修や自閉症プログラムの開発などがある。スタッフは心理士、言語治療士、理学療法士などと運営担当者である。地方事務所は2002年まで独立行政法人であったが、教育サービスの質的向上と全国的な均一化を目的に国立の機関になった。

本調査に協力を惜しまなかった NZ 教育省特殊教育グループ主任アドバイザーの Joanna Curzon 氏は、今世界的に取り組んでいる「インクルージョン」について、NZ が遭遇した困難、行ってきた工夫について、あらゆる水準の、すべての資料を提供すると述べている。

調査日程、訪問先及びインタビューパートナー

(2002年12月5-13日)

12. 05	Ministry of Education (Wellington)	Joanna Curzon (主任アドバイザー)
(木)		Karl LE Quesne (主任政策アナリスト)
(1 /		Heather Penny (主任政策アナリスト)
	Visual Resource Centre	Roth(視覚障害巡回教員)
12. 06	• Ministry of Education (Wellington)	Jane Stewart (国内 AT コーディネーター)
(金)	ministry of Education (Weinington)	Sally Jackson(政策・支援業務マネジャー)
12. 07	Visual Education Forum (Auckland)	当事者, 盲学校教員, 視覚障害巡回教員,
(土)	Visual Education Forum (Fluckland)	政府担当職員、保護者、盲人協会スタッフ
12. 09	• Wilson Home School	Rosemary Jenkins (教頭)
(月)	• Child Development Centre (Auckland)	Judi Strchan (センターマネジャー)
12. 10	• Homai National School for the Blind &	Ian Grieve (校長)
(火)	Visual Impaired	Steve Bellamy(リソース部門主任教員)
	• Riverhills School	Christine Mason (校長)
	• Phoenix Centre for students with ASD	Charlene Beinart (サービスマネジャー)
	• DEANS(聾者協会)	Rachel Noble(代表者)
12. 11	• Royal NZ Foundation for the Blind	Michael Ocean(主任指導員)
(水)	• GSE Auckland City Office	Carolyn Simmon-Carlson
	• Kelton Deaf Education Centre	David Foster (校長)
12. 12	• Frankton Primary School	Judy Dixon(教頭)
(木)	GSE Waikato office	Ingrid Dunckley(心理士)
12. 13	• Ministry of Education	Jacky Burgon(調査部局マネジャー)
(金)		Lisa Rodgers (調査部局)
	Ngaio School	Marion Fitchett(校長)

謝辞

本調査を行うに当たって、調査先のアレンジと調査全体のスーパービジョンに関し、NZ 教育省特殊教育グループ主任アドバイザー, Joanna Curzon 氏に温かで適切な対応を受けた。ここに心から謝意を表する。

〈参考・引用文献〉

- 1) Wylie, Cathy: Review of Special Education 2000, NZ Council for Educational Research, 2000
- 2) Cuzon, Joanna: ニュージーランドにおける特殊学校から巡回相談リソースモデルへの転換(滝坂信一訳), 養護学校の教育と展望 No. 129 p. 14-17, 障害者団体定期刊行物協会, 2003. 4
- 3) Maria Konings: School Rules Parents, Students and New Zealand Schools, Butterworth, 2002
- 4) 外務省:「各国・情勢」大洋州ニュージーランド, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/
- 5) 土谷良巳・武田鉄郎:ニュージーランドにおける教育改革「特殊教育2000」とパートナーシップ ー一体化教育の流れの中での機関間連携を中心に一,平成10年度~11年度科学研究費補助金基盤研 究((A)(2))研究成果報告書,国立特殊教育総合研究所,2000.3

(滝坂 信一・徳永亜希雄)